

第5期土岐市障がい者計画

令和4年3月
土岐市

はじめに

土岐市では、平成12年3月に「土岐市障がい者計画」を策定し、障がいのある方とその家族の支援に取り組んでまいりました。平成29年3月には、「第4期障がい者計画」を策定し、基本理念「ともに支え合いながら やさしさが織りなすまちづくり」の下、5か年計画で各施策を進め、この間においても、障がい者を取り巻く環境及び国内外の施策は目まぐるしく変化しています。



国においては、第4次障害者基本計画において、「共生社会」の実現に向けた障がい者の社会参加や意思決定の向上に関する取組方針を示し、その後もユニバーサル社会の実現、心のバリアフリー強化、国連で採択された福祉分野を含むSDGs（持続可能な開発目標）の実施等を推進しています。

本市においても、こうした変化に対応した施策の展開が求められており、このたび、現行計画が期間満了することから、これらの動向を踏まえた「第5期土岐市障がい者計画（令和4年度から令和8年度を計画期間とする）」を策定いたしました。今後は、この計画に基づき、基本理念「誰もが活躍でき、共に生きるまちづくり」を目指して取り組みを進めてまいります。この計画を実現していくためには、行政だけでなく、市民の皆様をはじめとして、関係機関や団体、企業などが互いに連携して取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、引き続き、関係者様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました土岐市障害者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました各種団体の関係者並びに市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年12月

土岐市長 加藤 淳 司

□ ■ 目次 ■ □

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと期間	2
3 計画の策定体制	3
第2章 障がい者を取り巻く状況	5
1 障がい者の現状	5
2 人口の将来推計	10
3 第4期土岐市障がい者計画の評価	11
4 関係団体ヒアリングの結果	12
5 本計画で対応すべき重点課題	14
第3章 土岐市障がい者計画の基本的な考え方	17
1 基本理念	17
2 施策の体系	17
第4章 施策の展開	19
1 障がいによる差別をなくし、共に生きる市民の意識づくり	19
2 暮らしを支えるサービス支援体制づくり	23
3 自立を支援する働きやすい環境づくり	26
4 児童の療育・保育・教育の環境づくり	28
5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくり	31
6 安全・安心に暮らせるまちづくり	34
第5章 計画の推進体制	37
1 計画の推進体制	37
2 計画の進行管理	37
資料編	38
1 土岐市障害者計画等策定委員会設置要綱	38
2 土岐市障害者計画等策定委員会名簿	39
3 策定経過	40

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 国の動向

障がい者福祉分野では、障がいのある人の高齢化や介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援、医療的ケア児や発達障がいのある児童への支援の充実、難病患者への対応の強化など様々な課題が全国的に見られています。

平成29年3月に本市が「第4期土岐市障がい者計画」を策定して以降の流れとして、国は平成30年3月に「第4次障害者基本計画」を策定しました。この中で、基本理念を「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援する」としています。障がい者の社会参加や意思決定に関する内容が様々な分野で取り上げられ、福祉サービスの充実や差別の解消のみならず、障がい者スポーツの振興や文化芸術活動の振興、意思決定支援の推進、多様な就労機会の充実、情報アクセシビリティの向上などが取組方針として示されました。

それ以降も、ユニバーサル社会の実現をはじめ、心のバリアフリーの強化や読書バリアフリーの推進など、障がいの有無にかかわらず、一人一人が社会の対等な構成員として、互いに尊重し支え合いながら共生する社会を目指すための法改正等が見られます。

また国際社会においては、福祉分野を含む17のゴールからなるSDGs(持続可能な開発目標)が国連で採択され、国もSDGsの取組を推進しています。

図表 障がい者福祉に関する国の動向一覧

年度	動向
平成30年度	【成立】ユニバーサル社会の実現に向けた総合的かつ一体的な推進に関する法律 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進 【成立】障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 文化芸術活動の推進により障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進
令和元年度	【成立】読書バリアフリー法 障害の有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指す
令和2年度	【改正】バリアフリー法 心のバリアフリーの推進などソフト面の対応を強化 【改正】障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者の活躍の場の拡大や国及び地方公共団体の障害者の雇用状況の把握等について明記 【策定】読書バリアフリー基本計画 視覚障害者等の読書環境の整備を通じ、障害者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指し、市町村にも策定を努力義務化
2015年	国連サミットで17のゴールからなるSDGs(持続可能な開発目標)を採択
2016年	日本政府はSDGs推進本部を設置し、SDGs実施指針を決定

(2) 本計画の策定趣旨

本市では現行計画である「第4期土岐市障がい者計画」の計画期間が令和4年3月をもって終了します。そこで、国の動向等を踏まえ、本市における障がい者施策の向こう5年間の方針を示す本計画を策定します。

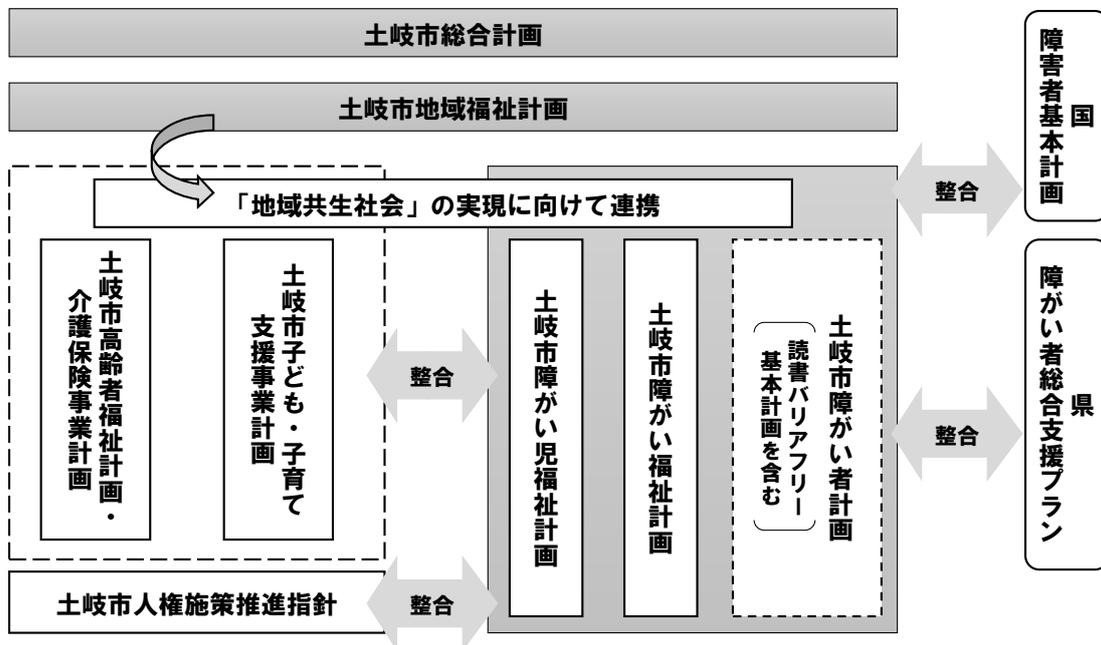
2 計画の位置付けと期間

(1) 上位計画・関連計画との関係

障がい者福祉施策に関しては、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の三種類が法定計画として位置付けられています。本計画はこの障がい者計画に該当し、「障害者基本法」第11条第3項に規定されている市町村障害者計画に相当しています。また、本計画は「読書バリアフリー法」第8条で市町村における策定が努力義務とされている「読書バリアフリー基本計画」と一体的に策定します。

このほか、上位計画である「土岐市総合計画」及び「土岐市地域福祉計画」、その他福祉分野個別計画、土岐市人権施策推進指針との連携・調整を図ります。また、国の「障害者基本計画」及び県の「岐阜県障がい者総合支援プラン」との整合性にも留意します。

図表 上位計画・関連計画との関係



図表 計画期間

	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
土岐市総合計画	第六次									第七次
土岐市地域福祉計画	第2期	第3期				第4期				
土岐市障がい者計画 (読書バリアフリー基本計画含む)	現行計画					本計画				
土岐市障がい福祉計画 (土岐市障がい児福祉計画)	第4期	第5期(第1期)			第6期(第2期)		第7期(第3期)			

3 計画の策定体制

本計画の策定体制は以下のとおりです。

図表 計画の策定体制

項目	内容
計画策定委員会の設置	本計画の策定にあたっては、関連団体、保健、医療、教育、福祉、就労等の各分野の代表者からなる「土岐市障害者計画等策定委員会」を設置し、計画の審議・検討を行います。
市民・関係団体等からの意見・要望等の収集	<p>①既存アンケート調査等の活用</p> <p>令和2年度に実施した、福祉に関するアンケート調査(「一般の方(障がいのない方)を対象にした調査」「身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者を対象にした調査」、関係団体に実施したヒアリング調査の結果を踏まえて策定します。</p> <p>②視覚障がいのある人を対象としたインタビュー調査の実施</p> <p>「読書バリアフリー基本計画」との一体的な策定を検討するため、土岐市視覚障害者福祉協会の方々、点訳・音訳を行う関係団体を対象にインタビュー調査を行い、施策立案に向けた基礎資料とします。</p> <p>③市民等からの意見聴取の実施</p> <p>市民等の意見を反映するため、令和3年11月頃に意見聴取を実施します。</p>

参考：本計画の策定根拠となる法律

【障害者基本法】

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【読書バリアフリー法】

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

参考：読書バリアフリーについて

【読書バリアフリーの推進とは】

読書バリアフリーとは、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とするものです。

例えば、以下のような取組が挙げられます。

- ・音声図書や点字図書といった図書の普及
- ・音声図書や点字図書を作成する住民への支援
- ・拡大鏡やリーディングトラッカーなどの読書補助具の普及 など

【障がい者計画との関連】

令和元年度に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」では、国・県・自治体が視覚障がい者等の読書環境の整備を推進するため、取組の推進に努めることとなりました。

土岐市では、「読書バリアフリー基本計画」を障がい者計画の中に位置付け、他の障がい者福祉施策と一体的に取り組むこととしています。

図表 国の読書バリアフリー基本計画(概要)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】 (読書バリアフリー基本計画)

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デジ図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害者等のある児童生徒及び大学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサビエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サビエ図書館への会員登録の促進などサビエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サビエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサビエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

第2章 障がい者を取り巻く状況

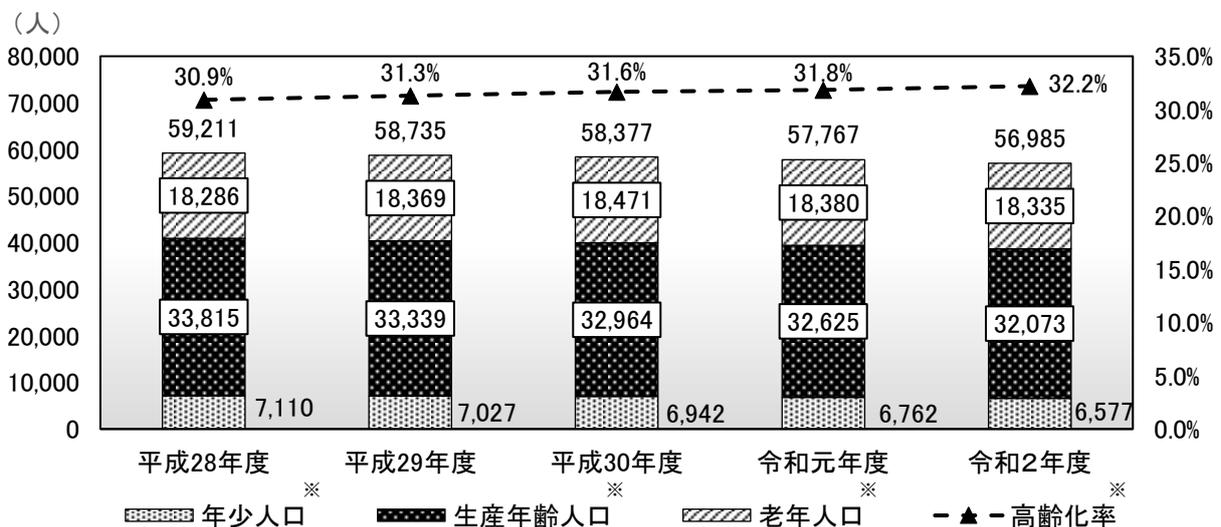
1 障がい者の現状

(1) 総人口と障がい者数

総人口は減少傾向にあり、平成28年度の59,211人から令和2年度は56,985人となっています。高齢化率は上昇傾向にあり、平成28年度の30.9%から令和2年度は32.2%となっています。

障がい者手帳所持者数についても総人口同様に減少しており、平成28年度の3,677人から令和2年度は3,516人となっています。総人口比は低下傾向にあり、平成28年度の6.21%から令和2年度は6.17%となっています。

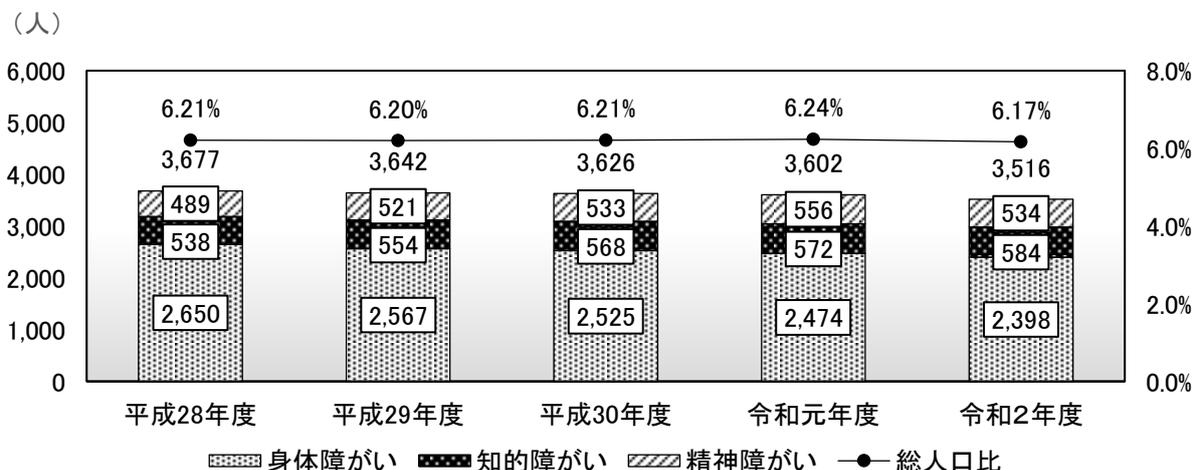
図表 総人口の推移



出典：住民基本台帳（各年度3月末時点）

※年少人口は0歳から14歳、生産年齢人口は15歳から64歳、老年人口は65歳以上、高齢化率は総人口に対する老年人口の割合をそれぞれ指します。

図表 障がい者手帳所持者数の推移と総人口比



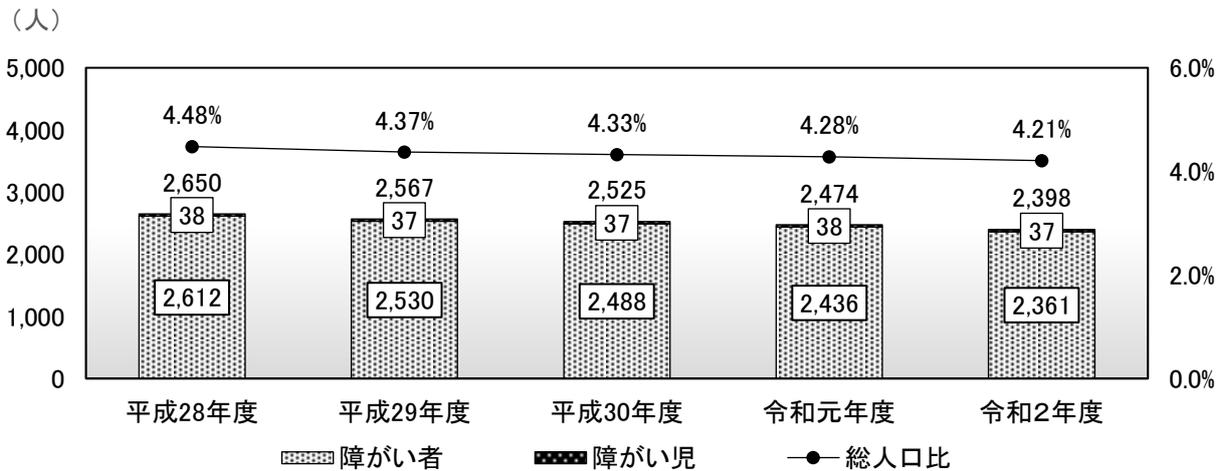
出典：福祉課資料（各年度3月末時点）

(2) 身体障がい者について

身体障がい者手帳保持者数は減少傾向にあり、平成 28 年度の 2,650 人から令和 2 年度は 2,398 人となっています。同様に総人口比も低下傾向にありますが、障がい児の数はおおむね 37 人と一定の数で推移しています。

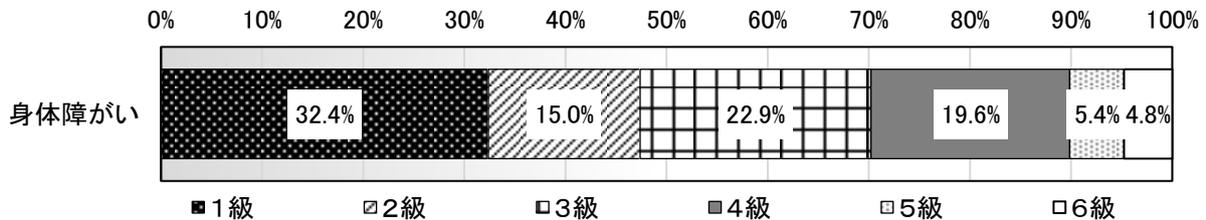
手帳保持者数の等級割合は 1 級が最も高く 32.4%、次いで 3 級が 22.9%となっています。抱える障がいは肢体不自由が最も高く 47.9%、次いで内部が 36.7%となっています。

図表 身体障がい者手帳保持者数の推移



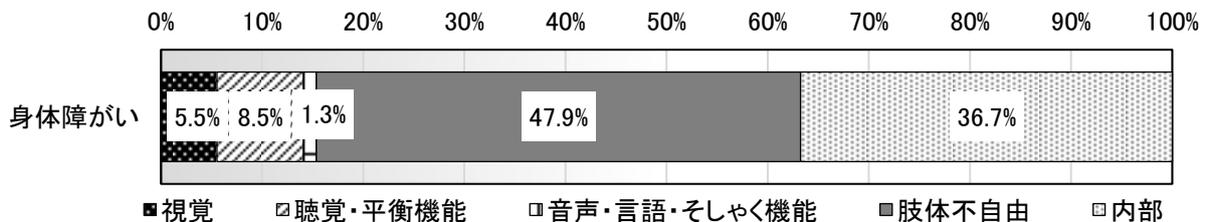
出典：福祉課資料（各年度 3 月末時点）

図表 身体障がい者手帳保持者の等級



出典：福祉課資料（令和 2 年度 3 月末時点）

図表 身体障がい者手帳保持者の抱える障がい



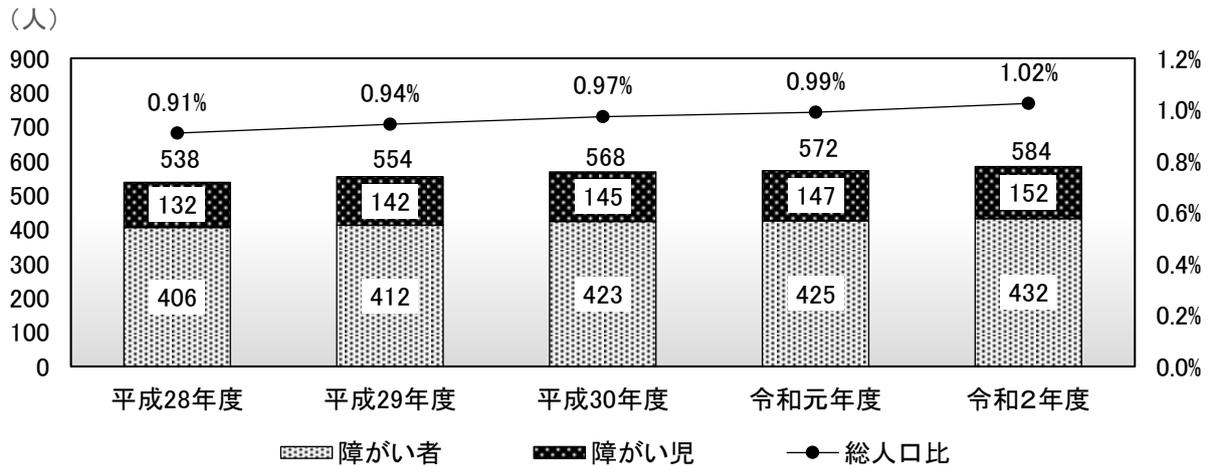
出典：福祉課資料（令和 2 年度 3 月末時点）

(3) 知的障がい者について

療育手帳保持者数は増加傾向にあり、平成 28 年度の 538 人から令和 2 年度は 584 人となっています。総人口比は上昇傾向にあり、平成 28 年度の 0.91%から令和 2 年度は 1.02%となっています。

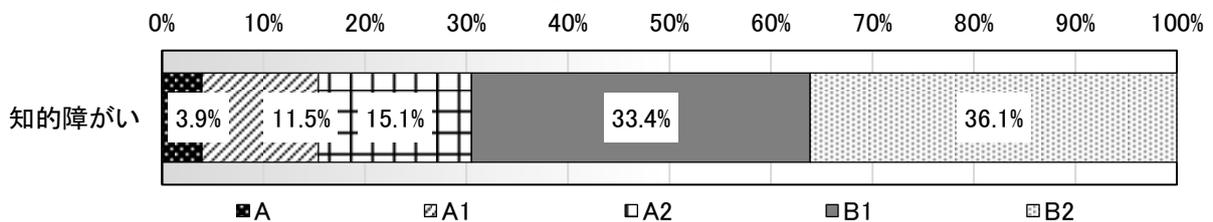
手帳保持者数の等級割合は B2 が最も高く 36.1%、次いで B1 が 33.4%となっています。

図表 療育手帳保持者数の推移



出典：福祉課資料（各年度 3 月末時点）

図表 療育手帳保持者の等級



出典：福祉課資料（令和 2 年度 3 月末時点）

図表 岐阜県療育手帳の等級について

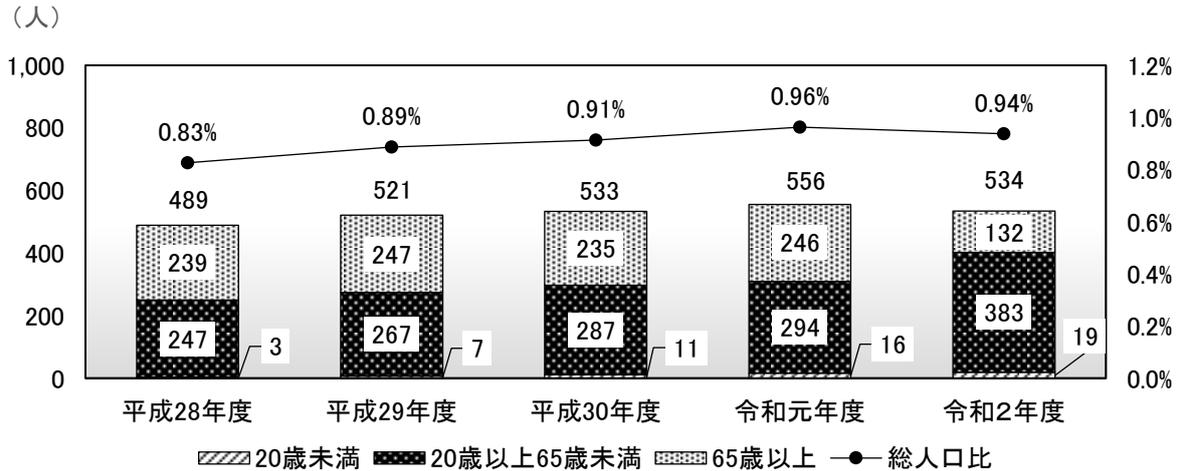
【A1】最重度、【A2】重度、【B1】中度、【B2】軽度

(4) 精神障がい者について

精神障がい者保健福祉手帳保持者数は増加傾向にあり、平成28年度の489人から令和2年度は534人とおおむね増加しています。総人口比は、令和元年度が0.96%と最も高く、令和2年度にはわずかに低下して0.94%となっています。

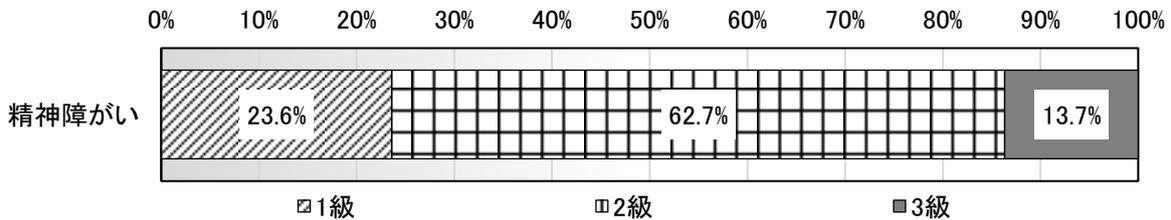
手帳保持者数の等級割合は2級が最も高く62.7%、次いで1級が23.6%となっています。

図表 精神障がい者保健福祉手帳保持者数の推移



出典：福祉課資料（各年度3月末時点）

図表 精神障がい者保健福祉手帳保持者の等級



出典：福祉課資料（令和2年度3月末時点）

図表 精神障がい者保健福祉手帳障がい等級について

【1級】

精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

【2級】

精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

【3級】

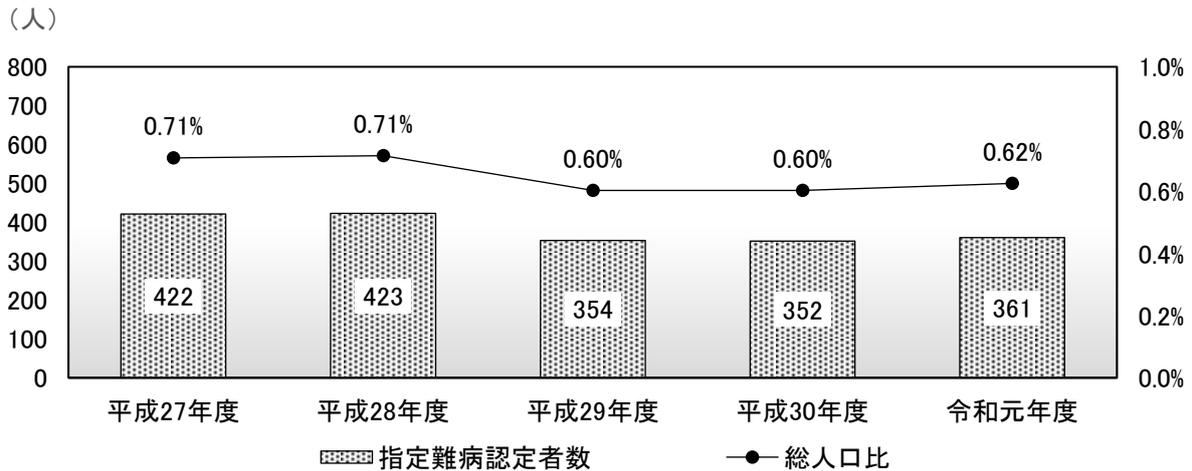
精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(5) 難病患者について

指定難病認定者数はおおむね減少傾向にあり、平成 27 年度の 422 人から令和元年度は 361 人となっています。

総人口比もおおむね低下しており、平成 27 年度の 0.71%から令和元年度は 0.62%となっています。

図表 指定難病認定者数の推移



出典：東濃保健所資料（各年度 3 月末時点）

図表 障害者総合支援法の対象疾病(難病等)について

<障害者総合支援法の対象疾病（難病等）について>

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）は厚生労働省より公表されており、令和元年7月からは、

- ① 膠様滴状角膜ジストロフィー
- ② ハッチンソン・ギルフォード症候群
- ③ フォンタン術後症候群

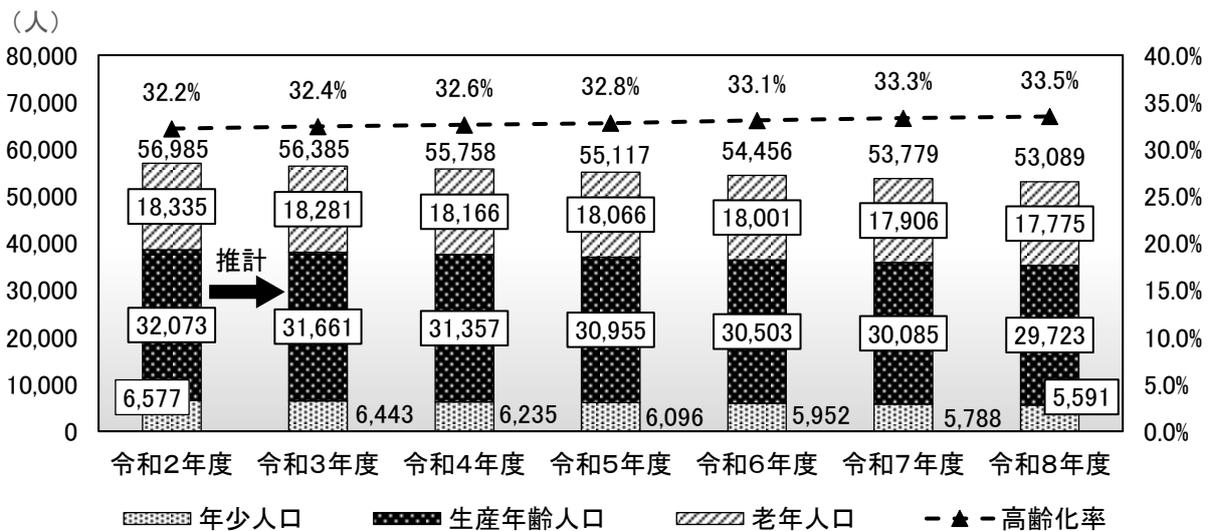
の3種が新たに障害者総合支援法の対象疾病（難病等）として追加され、計 361 種となっています。

2 人口の将来推計

(1) 総人口の推計

総人口は減少傾向が続き、計画期間の最終年度である令和8年度には 53,089 人程度まで減少すると見込まれます。高齢化率は上昇を続け、令和2年度の 32.2%から令和8年度には 33.5%になると見込まれます。

図表 総人口の推計

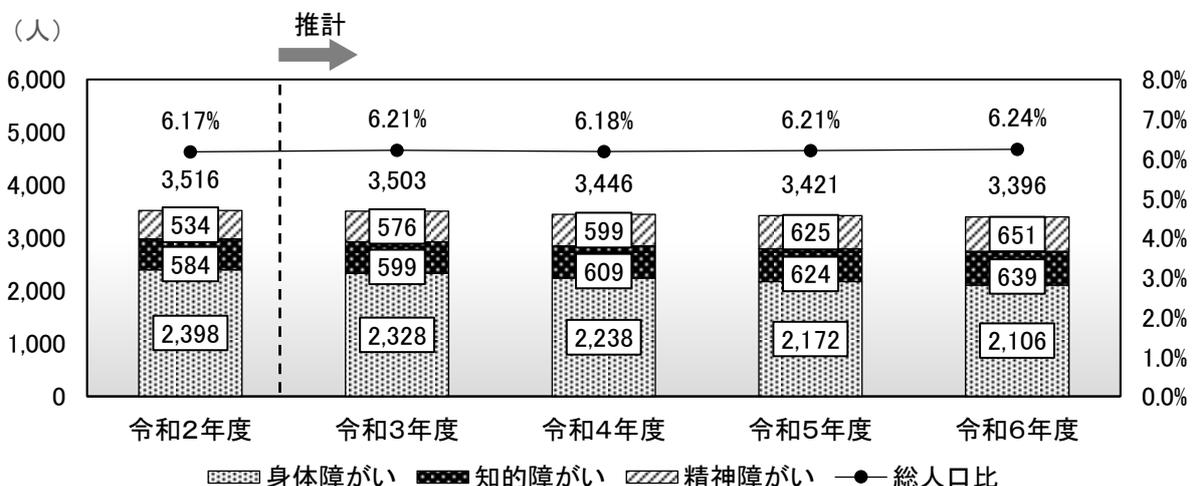


出典：住民基本台帳を基に独自推計（平成28年度から令和2年度 各年度3月末）

(2) 障がい者手帳所持者数の将来推計

障がい者手帳所持者数はおおむね減少傾向が続き、令和6年度には 3,396 人になると見込まれます。また、身体障がいが増加し、知的障がいと精神障がいは減少することが想定されます。

図表 障がい者手帳所持者数の将来推計



出典：総人口の推計及び各種手帳所持者実績を基に独自推計（各年度3月末）

3 第4期土岐市障がい者計画の評価

(1) 施策体系で見る現行計画の評価について

第4期土岐市障がい者計画の進捗状況評価は以下のとおりです。

考え方	評価結果
<ul style="list-style-type: none"> 各種具体的な施策の推進課による自己評価を実施しました。 計画どおりに実行した場合＝4点／おおむね計画どおりに実行した＝3点／一部実行できなかった＝2点／実行できなかった＝1点としました。複数の担当課が推進する基本施策や各基本目標は、平均値から評価結果を算出しました。 	A=3.5 点以上
	B=3.5 点未満 2.5 点以上
	C=2.5 点未満 1.5 点以上
	D=1.5 点未満

施策体系で見る評価結果			
基本目標	基本施策	平均	評価結果
1	障がいによる差別をなくし、ともに生きる市民の意識づくり	3.08	B
	1 人権尊重のまちづくりの推進	3.00	B
	2 障がいを理由とした差別の解消の推進	3.50	A
	3 交流・連携の推進	3.50	A
	4 ボランティア活動の推進	2.33	C
2	暮らしを支えるサービス支援体制づくり	3.33	B
	1 相談支援体制の充実	4.00	A
	2 生活支援体制の充実	3.00	B
	3 保健・医療の充実	3.00	B
3	自立を支援する働きやすい環境づくり	3.67	A
	1 多様な雇用・就労の促進	3.33	B
	2 就労定着支援	4.00	A
4	児童の療育・保育・教育の環境づくり	3.50	A
	1 発達・療育支援環境の充実	3.50	A
	2 保育・教育環境の充実	3.50	A
5	社会・文化等の活動に参加できる環境づくり	2.75	B
	1 生涯学習・文化・スポーツ活動の支援	2.00	C
	2 情報コミュニケーション支援の充実	3.50	A
6	人にやさしいまちづくり	2.67	B
	1 公共施設・道路・交通の整備	3.67	A
	2 住まいの整備	2.50	B
	3 日常生活における安全対策の充実	1.00	D
	4 災害時の安心安全対策の強化	3.50	A

(2) 進捗が十分でなかった基本施策

【ボランティア活動の推進】

ボランティア講座の参加者減少、各団体のボランティア会員減少や高齢化、ボランティア募集の周知不足などが課題となっています。

【生涯学習・文化・スポーツ活動の支援】

活動参加のための移動支援を行っていますが、地域活動参加のための具体的な働きかけはできていないことが課題となっています。

【日常生活における安全対策の充実】

防犯・防災の普及・啓発を障がいのある人に向けて十分にはできていないことが課題となっています。

4 関係団体ヒアリングの結果

(1) 調査の概要

項目	内容
調査対象	土岐市視覚障害者福祉協会 3名 サークル うぐいす（音訳ボランティア団体） 5名 点字クラブ てんとう虫の会（点字ボランティア団体） 3名
日時	令和3年7月16日 10時から12時
場所	土岐市役所3階 大会議室

(2) 結果の概要

【土岐市視覚障害者福祉協会】

内容	結果
日頃の読書活動について	• 点字図書を利用することもあるが、おおむねデジタル録音図書を利用している。
市内外の図書館の利用状況について	• 県の図書館や点字図書館を利用しており、市内の図書館は利用していない。
今後の読書活動推進に向けて希望すること	• Zoom等で図書館からサポートを受けられたらよい。 • 所蔵図書や図書館のサービス情報が音声等でわかるとよい。 • デジタル録音図書が利用できるようなるとよい。 • ボランティア団体が作成した音訳図書や点訳図書の情報が、市の図書館等で共有されるとよい。 • 触れる地図など、地域のことがわかるものを置いてもらいたい。

【音訳ボランティア団体】

内容	結果
活動の現状	<ul style="list-style-type: none"> • 会員が高齢化している。 • 音訳図書作成用の器材が老朽化している。PC 等を活用したいが操作方法が十分に理解できていない。
活動上の課題	<ul style="list-style-type: none"> • 講習会の開催等ができず、新規会員の獲得が難しい。市広報でも団体の会員募集等について周知してもらえると会員増加につながるのではないか。 • 音訳図書の作成をデジタルに切り替えていきたいが PC 等を活用した作成方法が十分に理解できておらず難しい。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> • デジタル録音図書の作成を進められたらよいと考えている。 • 作成した音訳図書を図書館に所蔵してほしい。

【点字ボランティア団体】

内容	結果
活動の現状	<ul style="list-style-type: none"> • 有資格者等がおらず、外部の方から指導や確認を受けながら点訳作業を進めている。 • 市内に点字を読める方がどの程度いるのか把握できていない。 • 作成した点字図書への反響等がわからない。
活動上の課題	<ul style="list-style-type: none"> • 点訳作業のスキルアップを図りたい。 • 点字図書作成に関する要望が知りたい。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> • 図書にかかわらず、市のガイドブック等の点訳等も行っていけるのではないか。 • 市内には、市民が点字と触れ合える機会や場所が少ない。市役所や図書館、学校等に点字図書を設置することで、点字に関心を持つ市民が増えるのではないか。

5 本計画で対応すべき重点課題

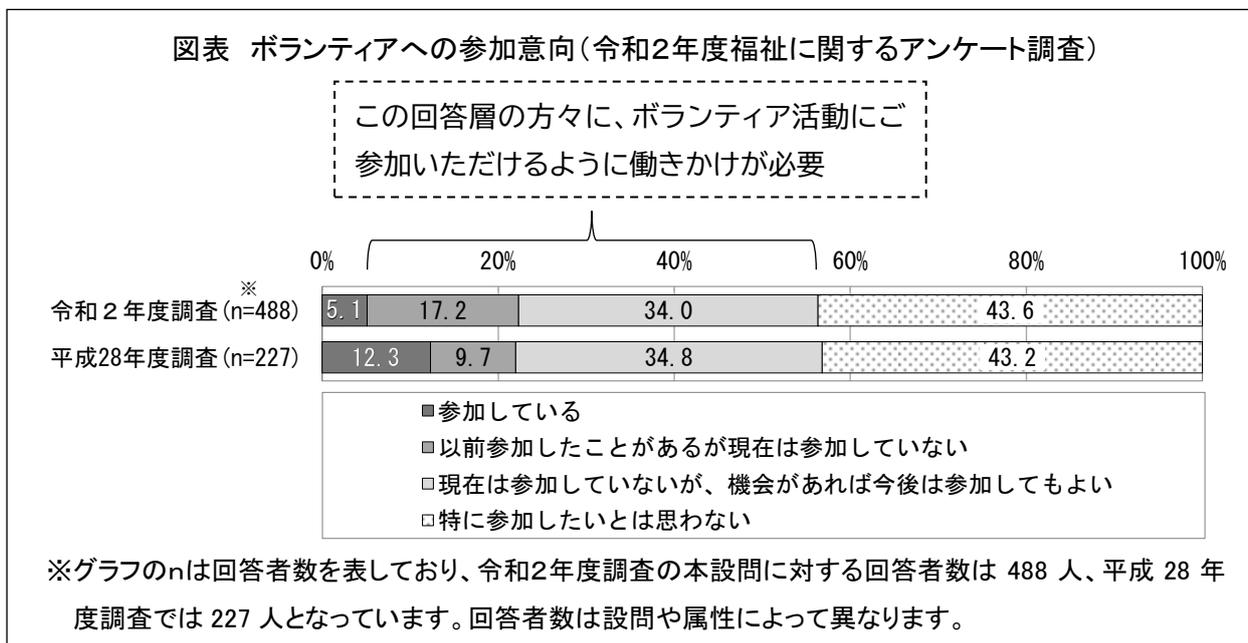
本計画で特に対応すべき重点課題を「地域で支え合う人材の確保」、「生涯学習・文化・スポーツ活動の推進」「安全・安心の地域づくりに向けた対策強化」の3点と設定します。

課題1 地域で支え合う人材の確保

市内のボランティア団体や、各地区の支え合い活動を推進する地区社会福祉協議会では、会員の高齢化や減少が進み、新規会員の確保が困難といった課題を抱えている団体も見られます。

アンケートでは、ボランティア活動への参加意向として、「以前参加したことがあるが現在は参加していない・現在は参加していないが、機会があれば今後は参加してもよい」の合計が5割を超え、今後どのようなボランティア活動に参加したいかという設問で「障がいのある方への援助」という回答も約16%となっていました（令和2年度福祉に関するアンケート調査）。

ボランティア活動に参加しない理由として、「きっかけや機会がない」と「時間がない」が約4割、「どのようなボランティア活動があるのかわからない」が約3割（平成28年度に実施された地域福祉推進のための市民アンケート調査）となっていたことから、地域活動へ参加しやすいきっかけづくりや、より詳細な活動内容の周知等により、地域活動の参加者増加に向けて働きかけていくことが重要となります。



対応の方針

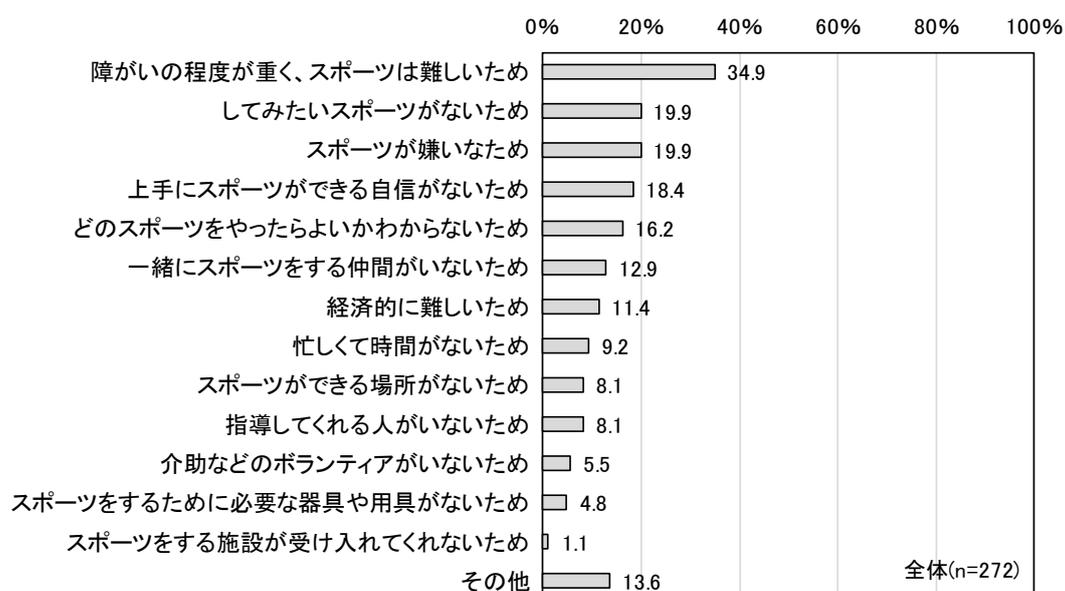
- ◇市広報、社会福祉協議会の発行する「福祉だより」による周知・啓発を継続的に実施します。
- ◇若い世代の利用者が多いと想定される市のSNS等を活用した周知・啓発を行います。
- ◇庁内関係課や社会福祉協議会とも連携しながら、地域の福祉人材の確保・育成に向けた取組について検討を進めます。

課題2 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進

現状では障がいのある人が地域でこれらの活動に取り組むことができるような環境は十分に整備されておらず、具体的な取組は活動参加のための移動支援にとどまっています。

アンケートでは、スポーツに取り組んでいない理由として、障がいの程度を理由とした意見が最も高くなっていた一方で、環境を理由とした回答も様々に見られました（令和2年度福祉に関するアンケート調査）。

図表 スポーツに取り組んでいない理由（令和2年度福祉に関するアンケート調査）



読書バリアフリーの推進は、ヒアリングではデジタル録音図書を要望する意見が多く挙がりましたが、以前に市でこうしたサービスを導入していた際、利用者がほとんどいないという経緯もありました。今後は、より一層のニーズの把握に努めていくとともに、令和3年度からサービスを開始した市の電子図書館、県や点字図書館との役割のすみ分け等も検討しつつ、取組の方向性を検討します。また、関係団体等への効果的な支援についても検討を進めます。

対応の方針

- ◇障がいのある人も「ときげんきプロジェクト※（運動習慣づくり）」に参加いただけるよう周知を行います。障がいのある人が参加しやすい環境整備を進めます。
- ◇市図書館で郵送貸出しの実施や大活字本の設置、障がい者用駐車場のスペース確保などに取り組みます。市図書館へのニーズの把握についても検討します。
- ◇音声読み上げ機能にも対応したときし電子図書館の普及、利用促進に取り組めます。
- ◇図書の点訳・音訳を実施する関係団体への支援等についても検討を進めます。

※「ときげんきプロジェクト」は「いつまでも元気で楽しく過ごし、健康寿命を延ばそう！！」を目的とした事業です。①運動習慣づくり、②フレイル予防、③食生活の改善、④歯と口腔の健康づくり、⑤疾病予防・重症化予防の5つの視点から市民の健康寿命延伸を図る市の重点施策です。

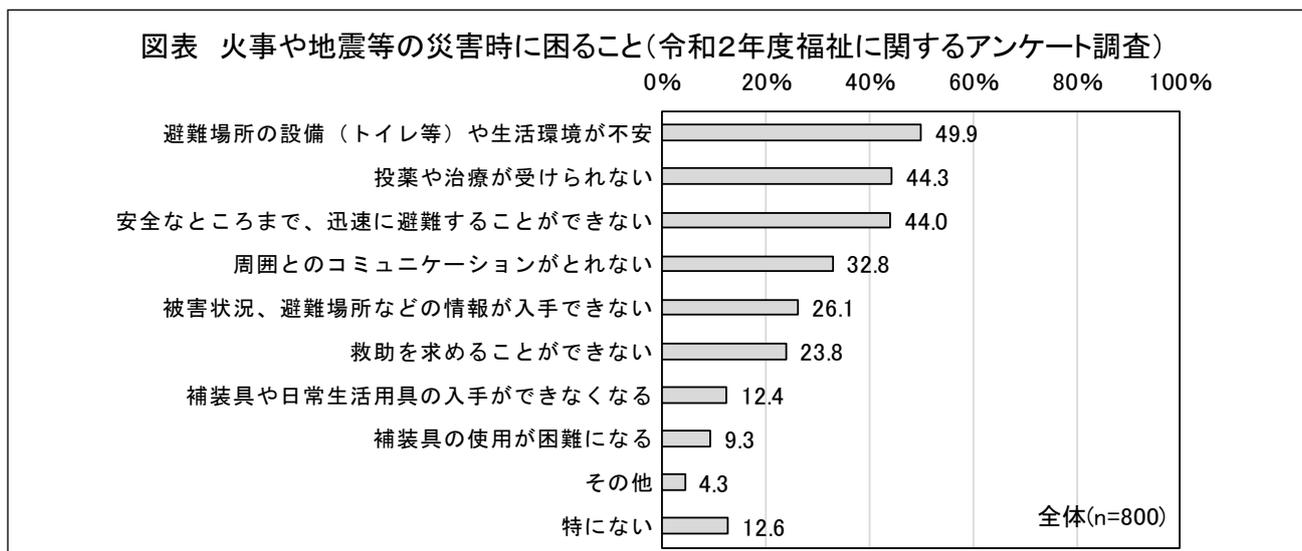
課題3 安全・安心の地域づくりに向けた対策強化

現状では障がいのある人に対する普及・啓発は十分にはできていません。また、障がいのある人の防犯・防災の方向性について協議する場なども市内にないことから、取組の方向性についても検討が十分に進んでいない状況です。

アンケートでは、災害時に一人で避難を「できない」と回答した方が3割を超えています。火事や地震等の災害時に困ることは、避難所の生活環境が不安・避難所などの情報が入手できないといった意見や、災害時における周囲とのコミュニケーションに不安があるなどの意見も見られました。（令和2年度福祉に関するアンケート調査）

障がいのある人が安全・安心に過ごすことができるよう、福祉避難所の情報が当事者に届くように周知することや、周囲の人に自身の障がいを理解して支援してもらえるよう、ヘルプマークなどの普及・啓発を事前に行うことが重要です。

また、自助・互助・共助・公助の役割分担から、障がいのある人が安全・安心に生活できるまちづくりの方向性を検討していく組織の設置なども併せて求められています。



また、市内の障がい者福祉に関わる団体や事業者からは、介助者の高齢化を受けて、親亡き後に向けた支援についても要望がありました。安心して過ごせるまちづくりに向けて、防犯・防災などと同様に体制整備が求められています。

対応の方針

- ◇現状では総合支援協議会(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に定める協議会)の専門部会として、障がい児支援、就労支援、相談支援分野を設置していますが、今後は防犯・防災分野に関しても専門部会を設置し、取組の方針を検討します。
- ◇福祉避難所の確保だけでなく、情報周知や、ヘルプマークの利用促進など、もしものときに障がいのある人が困らないよう、既存の取組について情報提供を強化します。
- ◇東濃圏域における地域生活支援拠点の整備や成年後見制度利用促進を通じて、親亡き後の支援についても検討を進めます。

第3章 土岐市障がい者計画の基本的な考え方

1 基本理念

国際社会が進めるSDGsでは、障がい者を含むすべての人が、不利益や差別を受けることなく、教育の機会を受けることや働きがいのある人間らしい仕事に就けることをゴールに掲げ、社会的・経済的に包含された社会を目指しています。

本市では、第2期土岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、これまで以上に活気あふれる土岐市を築いていくためにも、「誰もが活躍できる地域社会をつくる」を横断的な目標に、若者や高齢者、女性、障がい者、外国人など、誰もが地域社会において居場所と役割を持ち、役割や能力などに応じて生涯にわたって活躍できる地域づくりを推進しています。

第4期土岐市障がい者計画は「ともに支え合いながらやさしさが織りなすまちづくり」という基本理念のもとで各種事業を推進しましたが、これからは障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の担い手として活躍していくことも期待されています。

そこで、本計画からは基本理念を「誰もが活躍でき、共に生きるまちづくり」として、障がいのある人も地域の様々な社会活動に参加し、地域の方々と支え合いながら共生していくことのできるまちづくりを進めます。

誰もが活躍でき、共に生きるまちづくり

2 施策の体系

基本理念の実現に向けて、施策体系を以下のように設定します。

図表 施策体系

基本目標		基本施策
1	障がいによる差別をなくし、共に生きる市民の意識づくり	(1) 人権尊重のまちづくりの推進
		(2) 障がいを理由とした差別の解消の推進
		(3) 交流・連携の推進
		(4) ボランティア人材の確保・活動支援
2	暮らしを支えるサービス支援体制づくり	(1) 相談支援体制の充実
		(2) 生活支援体制の充実
		(3) 保健・医療の充実
3	自立を支援する働きやすい環境づくり	(1) 多様な雇用・就労の促進
		(2) 離職率低下に向けた取組
4	児童の療育・保育・教育の環境づくり	(1) 発達・療育支援環境の充実
		(2) 保育・教育環境の充実
5	社会・文化等の活動に参加できる環境づくり	(1) 生涯学習・文化活動・読書バリアフリーの推進
		(2) スポーツ活動の充実
		(3) 情報コミュニケーション支援の充実
6	安全・安心に暮らせるまちづくり	(1) 公共施設・道路・交通の整備
		(2) 住まいの整備
		(3) 日常生活における安全対策の充実
		(4) 災害時の安全安心対策の強化

基本目標1 障がいによる差別をなくし、共に生きる市民の意識づくり

障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進や差別・虐待の解消に努めます。また、障がいの有無にかかわらず共に生きるまちづくりを推進するため、障がいのある人と地域の方々との交流活動の促進やボランティア人材の確保・育成に努めます。

基本目標2 暮らしを支えるサービス支援体制づくり

住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、一人一人の状況に応じたきめ細かな相談支援体制づくり・サービス提供体制づくりに努めます。また、十分な支援や情報が行き届いていないと想定されるひきこもりの方や健康状態不明者の方へのアプローチについても検討を進めます。

基本目標3 自立を支援する働きやすい環境づくり

障がいのある人が自身の能力を最大限に発揮し、それぞれの適正に応じた働き方によって自立した生活を送ることができるよう、就労支援部会[※]を中心に市内事業所への普及・啓発や優先調達による支援を進めます。

※就労支援部会…障がいのある人の就労に係る課題の共有や支援の連携を目的として、土岐市内の就労系福祉サービス事業所により設置された土岐市総合支援協議会の専門部会です。

基本目標4 児童の療育・保育・教育の環境づくり

障がいのある児童の能力や個性を発揮するため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。また、関係機関による連携を強化し、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・特別支援学校等による切れ目のない就学指導を行います。

基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが自らの決定に基づき、能力を最大限発揮して自己実現できるよう、既存の地域の取組を活かしながら地域のあらゆる活動に参加できるよう環境の整備を進めます。

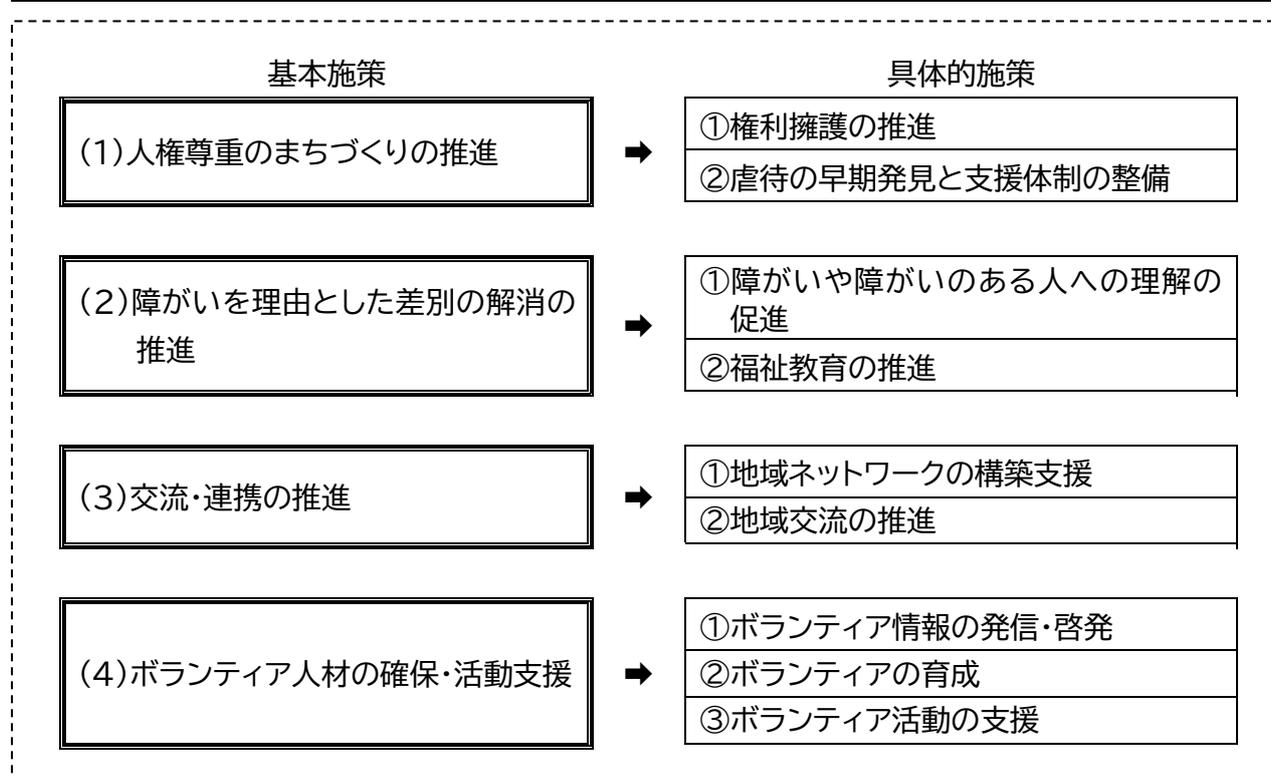
基本目標6 安全・安心に暮らせるまちづくり

公共施設や道路、交通環境、住まい等、ハードとソフトの両面からすべての人が暮らしやすい生活環境の整備に努めます。また、防犯・防災・感染症対策に関する情報提供や体制整備を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

第4章 施策の展開

1 障がいによる差別をなくし、共に生きる市民の意識づくり

障がいによる差別をなくし、共に生きる市民の意識づくりの体系



現状

○成年後見制度に関しては、東濃成年後見センターに、広報・啓発事業、相談事業、親族申立相談事務支援事業等を業務委託して実施しています。

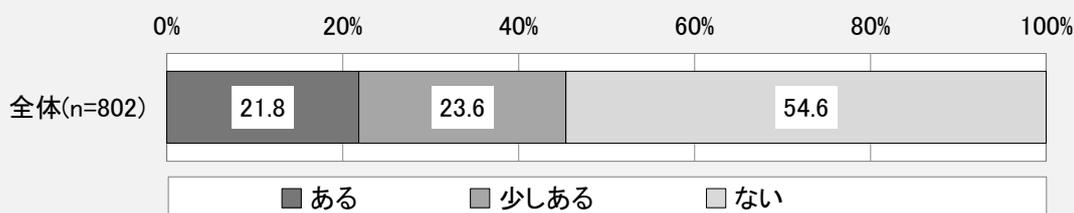
○障がい者虐待の通報があった際は、迅速にケース会議を開き対応しています。

○市広報で、障害者週間にあわせて市の施策等を紹介しています。ホームページでも掲載はしていますが、障がい種別ごとにわかりやすく整理するなど改善が必要です。社会福祉協議会の「福祉だより（年3回）」でも、障がいへの理解を深める情報を紹介しています。

○特別支援学校と居住地校が連携を図り居住地校交流を実施しています。

参考：福祉に関するアンケート調査（令和2年度）から見る市民意識

図表 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるか(障がいのある人)



(1) 人権尊重のまちづくりの推進

障がいのある人の高齢化や、親が亡くなった後の支援体制構築に向けて、東濃成年後見センターや東濃基幹相談支援センターと連携を強化し、権利擁護の支援体制を強化します。

障がいのある人の尊厳が害されることのないよう、虐待の防止に向けた啓発や、早期発見・早期対応に努めます。

具体的施策	内容
権利擁護の推進 (福祉課・高齢介護課)	身の回りのことや金銭管理ができない場合、介助者が亡くなった場合などのケース対応を行います。 東濃成年後見センターに成年後見制度の広報・啓発事業、相談事業、親族申立相談事務支援事業等を業務委託しており、東濃基幹相談支援センターと連携して権利擁護の推進を図ります。
虐待の早期発見と支援体制の整備 (福祉課・高齢介護課・子育て支援課・保健センター)	障がいのある人に対する虐待について、市と関係機関が連携を図り、虐待事案の対応に努めます。また、東濃基幹相談支援センターと連携して、家庭や職場、施設等における虐待防止に対する意識を高めるための啓発を行います。また、県が開催する虐待防止研修への市職員の参加を促進します。

(2) 障がいを理由とした差別の解消の推進

障がい者に対する差別や偏見の解消を図るため、市広報やホームページなどを通じて、「障害者週間」等を活用し、市民の理解促進を図ります。

インクルーシブ教育システムを推進し、障がいの有無にかかわらず地域で学ぶことができるような体制づくりを進めます。また、障がいのある児童と共に学ぶ児童を対象に、障がいへの理解促進を図ることで地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

具体的施策	内容
障がいや障がいのある人への理解の促進 (福祉課・まちづくり推進課)	市広報やホームページ、社会福祉協議会が発行する「福祉だより」などを通じて、障がいや障がいのある人への理解が深まるよう啓発活動を進めるとともに、更なる効果的な啓発方法についても検討を進めます。県と連携して、「ヘルプマーク・ヘルプカード」「白杖SOSシグナル」の普及啓発に努めます。
福祉教育の推進 (教育総務課)	インクルーシブ教育の推進に向けて、小中学校と特別支援学校の居住地校交流※、通常学級と特別支援学級の交流、障がいのある児童生徒と住んでいる地域での交流など、交流や共同学習を継続的に進めます。

※「居住地校交流」は、交流及び共同学習の一つの形態で、特別支援学校に通う児童生徒が居住する(自宅のある)地域の小・中学校等の児童生徒と一緒に交流や学習活動を行うことです。共に学び、相互理解を深めることを目的としています。また、特別支援学校に通う児童生徒にとっては、地域とのつながりを持ち、地域社会の中で積極的に活動していく素地づくりも目的としています。

(3) 交流・連携の推進

地域共生社会の実現に向けて、見守り・支え合いのための地域活動を推進する様々な主体と連携し、障がいのある人が安心して生活できるようネットワークの構築を支援します。

障がいのある人の社会参加や地域との交流を支援するため、活動やイベント開催時における場の提供を行うとともに、地域の方が障がいの有無にかかわらず気楽に立ち寄れる場の設置についても検討を進めます。

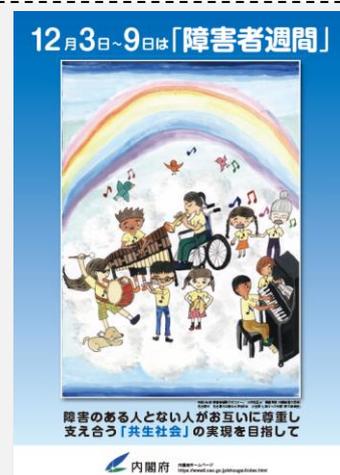
具体的施策	内容
地域ネットワークの構築支援 (福祉課・まちづくり推進課)	自治会や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会をはじめ、住民主体で地域活動に取り組む様々な組織づくりを進め、地域における見守り・支え合いのためのネットワークの構築を支援します。
地域交流の推進 (福祉課・高齢介護課)	障がい者団体の活動支援として、活動場所の確保やイベント時の公共施設の提供を行い、地域住民との交流の場の創出を進めます。また、地域住民や障がい者とその家族が、気楽に立ち寄れる場の設置についても検討を進めます。

コラム：障がいに関する日

【障害者週間】毎年12月3日から12月9日まで

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。

障害者基本法第9条の中で、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。」とされています。



図表 令和2年度障害者週間ポスター(内閣府)

【世界自閉症啓発デー／発達障害啓発期間】毎年4月2日／毎年4月2日から4月8日

国連総会において、カタル王国王妃の提案により、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組が行われています。また、国は自閉症と合わせて発達障害を理解してもらおうと、4月8日までを発達障害啓発期間としています。

「癒やし」や「希望」などを表すブルーが、自閉症のシンボルカラーとされており、4月2日には全国200近い施設のライトアップや、青いものを身に着けたり、様々な形でブルーが展開されています。(県内では、岐阜駅前の信長ゆめ広場などが、過去にブルーライトアップを行っています。)

(4) ボランティア人材の確保・活動支援

ボランティア団体会員の高齢化や参加者減少を受けて、新たな担い手の確保に向けた情報発信・啓発を進めます。

社会福祉協議会やボランティアセンター、庁内各課と連携し、ボランティアの育成や活動支援を行います。

具体的施策	内容
ボランティア情報の発信・啓発 (福祉課)	市広報や社会福祉協議会が発行する「福祉だより」などで、ボランティア団体の紹介、会員募集を実施し、情報発信を進めます。また、若い世代の利用が多いSNSを活用した情報発信も実施し、新たな担い手の確保に努めます。
ボランティアの育成 (福祉課)	ボランティアセンターの活動を通じて、ボランティアリーダーの育成を支援します。手話、点訳、音訳、中学生施設体験など各種ボランティア講座の開催を通してボランティアの育成を支援します。 ボランティア会員の高齢化や参加人数減少等については、庁内各課や社会福祉協議会とも連携して、対策を検討します。
ボランティア活動の支援 (福祉課)	土岐市ボランティア連絡協議会の活動をはじめ、ボランティアの仲間づくりや情報交換などの活動を支援するとともに、一部活動費用の助成等による支援も行います。

コラム：ヘルプを示すサイン

【ヘルプマーク】

内部障がいや難病の方など、援助や配慮を必要としている方々が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要とすることや「見えない障がい」への理解を求めるものです。

平成 24 年度に東京都が作成し、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人観光客にもよりわかりやすいように、平成 29 年に案内用図記号が改正され、「ヘルプマーク」が追加されることで全国共通のマークとなりました。



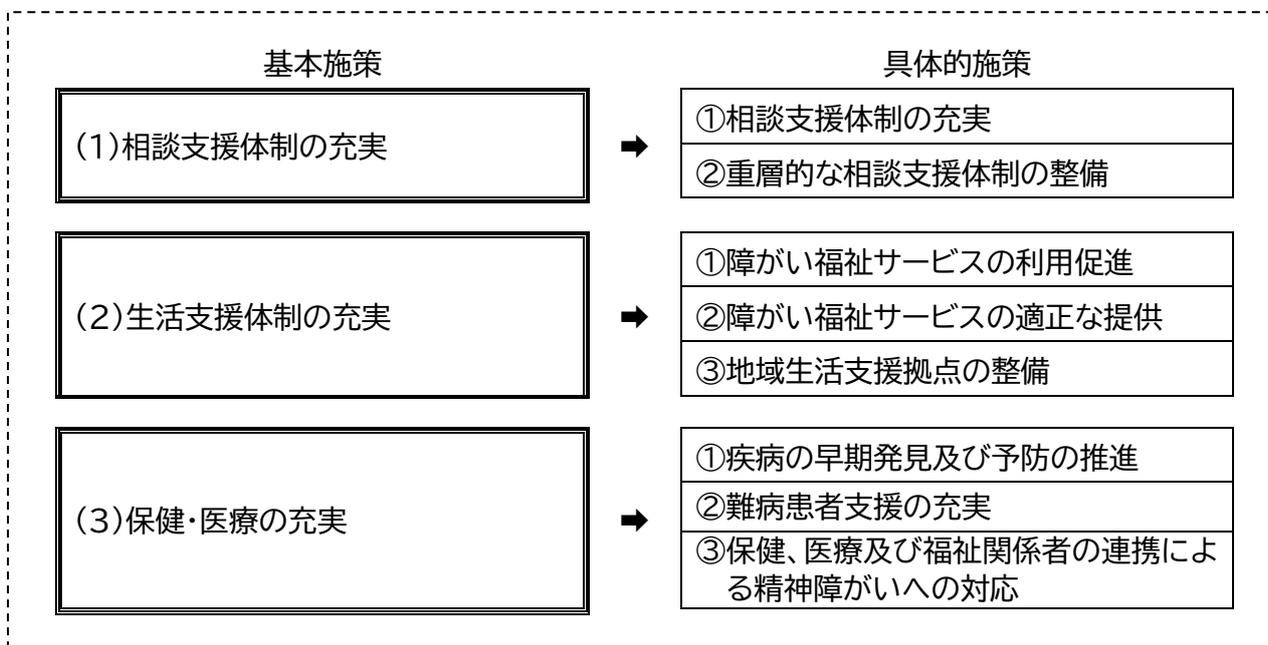
図表 ヘルプマーク

【白杖SOSシグナル】

白杖SOSシグナルは、視覚障がいのある人が、外出先などで困った際に、白杖を頭上 50cm 程度に掲げて立つことで、周囲の方に助けを求めるといったものです。一般社団法人岐阜県視覚障害者福祉協会などが、岐阜市が平成 27 年に制定したシンボルマークを活用し、全国的な普及・啓発を目指しています。

2 暮らしを支えるサービス支援体制づくり

暮らしを支えるサービス支援体制づくりの体系

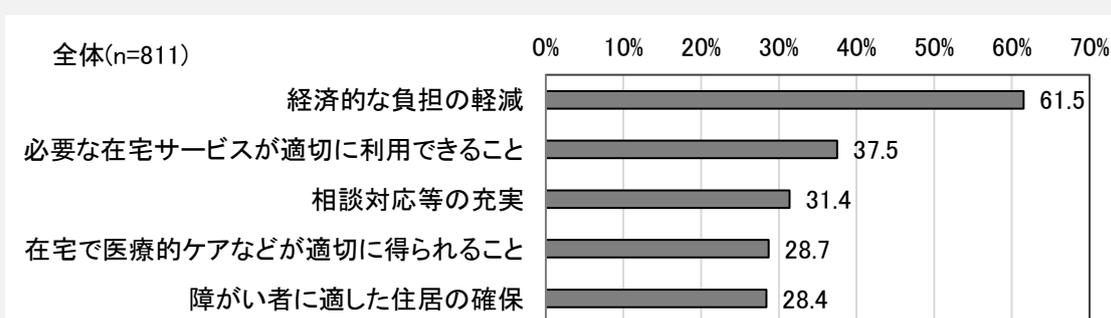


現状

- 平成31年4月に、身体障がい・知的障がい・精神障がいに対応する総合的な相談支援として、東濃基幹相談支援センターを設置しており、事例検討等の研修を通して人材育成に努めています。
- 障がい福祉サービスの制度説明や各種サービスの提供を事業者と連携して実施しています。
- 国民健康保険の40歳以上の被保険者を対象に「特定健康診査・特定保健指導」を、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に「ぎふ・すこやか健診」、「ぎふ・さわやか口腔健診」を実施し、疾病の早期発見及び予防の推進に努めています。
- 運動習慣を確立することを目的に運動教室を実施しています。
- 東濃保健所開催の「難病対策・慢性疾病児童地域支援協議会」に参加し、連携、情報共有を図っています。また、要件を満たす難病患者には、障がい福祉サービスを提供しています。

参考：福祉に関するアンケート調査（令和2年度）から見る市民意識

図表 希望する暮らしを送るために必要な支援(障がいのある人)



(1) 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が、安心して地域生活を送ることができるよう、関係機関と連携して相談支援体制を整備します。

障がいに関する相談だけでなく、複雑化・複合化した福祉課題にも対応ができるよう、庁内各課や市内外の各種相談機関と連携した包括的な相談支援体制の整備を進めます。

具体的施策	内容
相談支援体制の充実 (福祉課・子育て支援課)	東濃基幹相談支援センターと連携し、身近な地域で障がいのある人が安心して相談できる体制整備を進めます。また、東濃基幹相談支援センターによる地域の相談事業者への指導・研修を通じて、相談対応を行う人材の育成にも努めます。東濃圏域発達障がい支援センターと連携を図りながら、発達障がいについても対応していきます。
重層的な相談支援体制の整備 (福祉課・高齢介護課・子育て支援課・保健センター・教育委員会)	複雑化・複合化した福祉課題等にも対応ができるよう、庁内各課や市内外の各種相談機関とも連携して、重層的で包括的な相談支援体制を構築します。

(2) 生活支援体制の充実

地域で可能な限り安心して生活を継続するとともに、施設の入所者が地域生活へと移行できるよう、障がい福祉サービスの提供体制整備や利用促進に努めます。

障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、東濃圏域で連携を図り、地域生活支援拠点の整備を進めます。

具体的施策	内容
障がい福祉サービスの利用促進 (福祉課)	必要に応じて障がい福祉サービスが利用できるよう、サービスの提供体制整備や制度の周知・啓発を図ります。 情報が行き届かないために適切なサービスが利用できないことがないように、ひきこもりや孤独・孤立に対する支援機関との連携を図ります。 障がい福祉サービスに関する職員の理解促進を図るため、県が実施する研修への市職員参加を促進します。
障がい福祉サービスの適正な提供 (福祉課)	利用者が真に必要なとする障がい福祉サービスを適正に受けることができるよう、障がい自立支援審査支払等システムによる審査結果を会議等で検証します。

具体的施策	内容
地域生活支援拠点の整備 (福祉課)	障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりといった、居住支援のための5つの機能を有する地域生活支援拠点を順次整備します。また、運用状況の検証や検討についても年1回以上実施するよう努めます。

(3) 保健・医療の充実

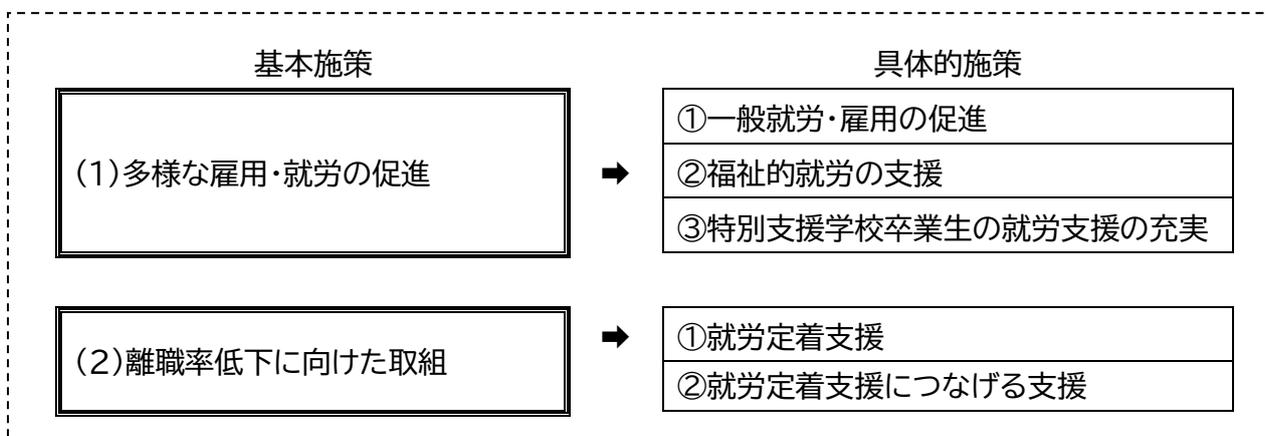
障がいの原因となる各種疾患を誘因する生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症、動脈硬化症）といった健康課題の予防及び早期発見、健診の事後指導を進めます。

保健所と連携を図り、難病患者やその家族への支援体制を整備します。

具体的施策	内容
疾病の早期発見及び予防の推進 (保健センター・市民課)	障がいの原因となる疾病の予防・早期発見に向けて、各種健(検)診の実施や受診率向上のため医療機関との連携を強化します。また、特定保健指導の実施率は着実に伸びており、高齢者への保健指導も含め、指導内容や資料の改善を行い、より効果的な保健指導を実施します。
難病患者支援の充実 (福祉課)	難病対策・慢性疾患児童地域支援協議会に参加し、東濃保健所と連携・情報共有を図りながら、難病患者や家族への相談対応や支援体制づくりに努めます。また、必要に応じて難病患者に対する障がい福祉サービスの提供も行います。
保健、医療及び福祉関係者の連携による精神障がいへの対応 (福祉課・保健センター)	増加傾向にある精神障がいのある人に対して必要な支援の提供体制を構築するため、保健、医療及び福祉関係者による協議や、協議の場への関係者の参加促進を行います。

3 自立を支援する働きやすい環境づくり

自立を支援する働きやすい環境づくりの体系

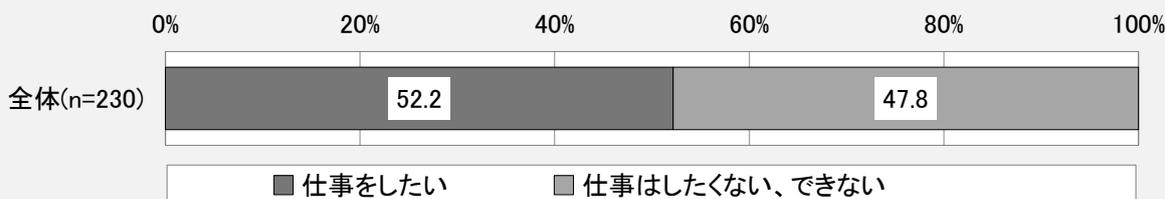


現状

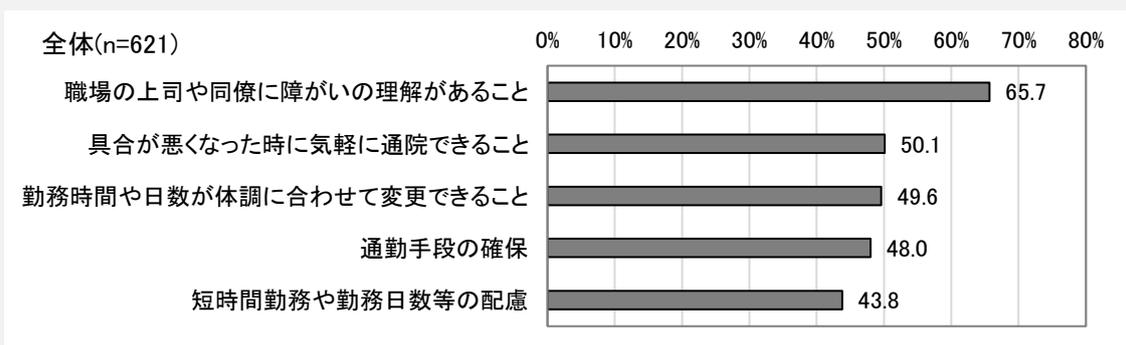
- 東濃圏域障がい者総合支援推進会議・就労雇用支援部会に参加し、今後の取組方針を検討しています。
- 市内の就労系事業所による就労支援部会を設置し、事業の充実を図っています。
- 特別支援学校開催の「地域連携支援会議」に参加し、卒業後の就労について情報提供等を行っています。また、相談支援事業所と連携して就労支援サービスの利用支援も行っています。
- 就労定着支援の利用者は、短期間で離職等なく職場に定着する傾向にあります。

参考：福祉に関するアンケート調査（令和2年度）から見る市民意識

図表 今後収入を得る仕事をしたいか（障がいのある人）



図表 就労のために必要な支援（障がいのある人）



(1) 多様な雇用・就労の促進

障がいのある人の自立した生活を支援するため、市内外の関係機関と連携し、一般就労・雇用の促進や福祉的就労の機会拡充に向けた検討・取組を進めます。

特別支援学校の生徒が、卒業後に一人一人のニーズに応じて就労できるよう、情報提供やサービスの利用支援を行います。

具体的施策	内容
一般就労・雇用の促進 (福祉課・産業振興課)	東濃圏域障がい者総合支援推進会議・就労雇用支援部会、東濃障がい者就業支援ネットワークと連携のもと、障がい者雇用の促進に関する事業主の理解促進や今後の取組方針について調査・検討を進めます。
福祉的就労の支援 (福祉課)	市内の就労系事業所による就労支援部会を通して、事業の充実や企業とのつながり強化、事業利用者の確保に努めます。また、障害者就労施設からの物品等の調達も推進します。
特別支援学校卒業生の就労支援の充実 (福祉課)	特別支援学校・相談支援事業所と連携し、卒業後の就労に関する情報提供や就労支援サービスの利用支援を行い、生徒一人一人のニーズに合った就労支援、就職の促進を進めます。

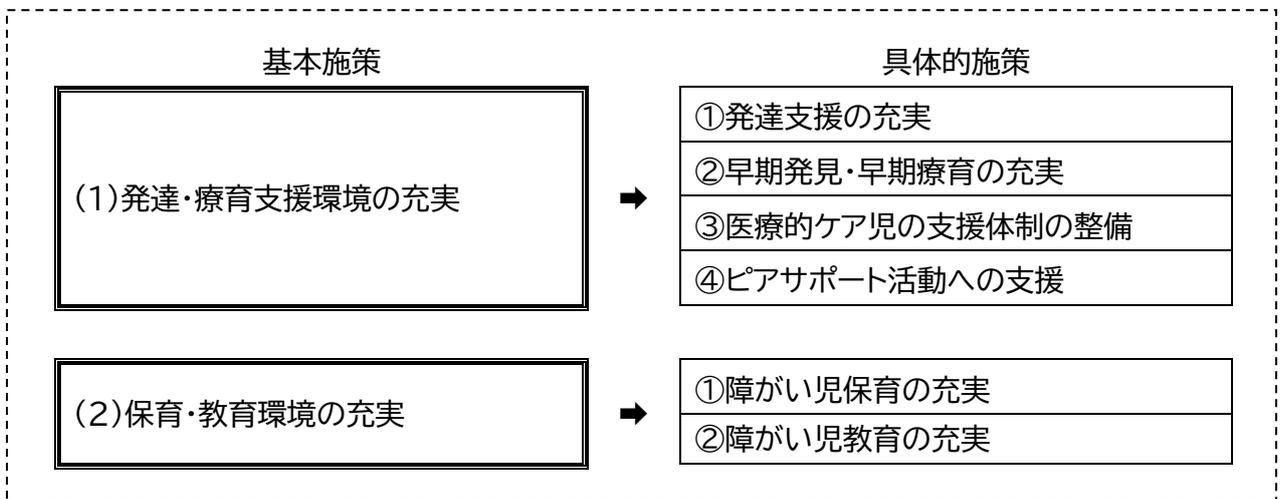
(2) 離職率低下に向けた取組

一般就労された障がいのある人が、早期に離職することなく、長く働き続けることができるように支援します。

具体的施策	内容
就労定着支援 (福祉課)	一般就労された障がいのある人が、長く職場に定着できるよう、就労に伴って生じる生活面での課題について、相談・支援する就労定着支援事業の提供体制を整備します。
就労定着支援につなげる支援 (福祉課)	一般就労された障がいのある人が、6か月の間、離職することなく就労を継続し、就労定着支援につなげられるよう、一般就労につなげた事業所や東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトと支援を行います。

4 児童の療育・保育・教育の環境づくり

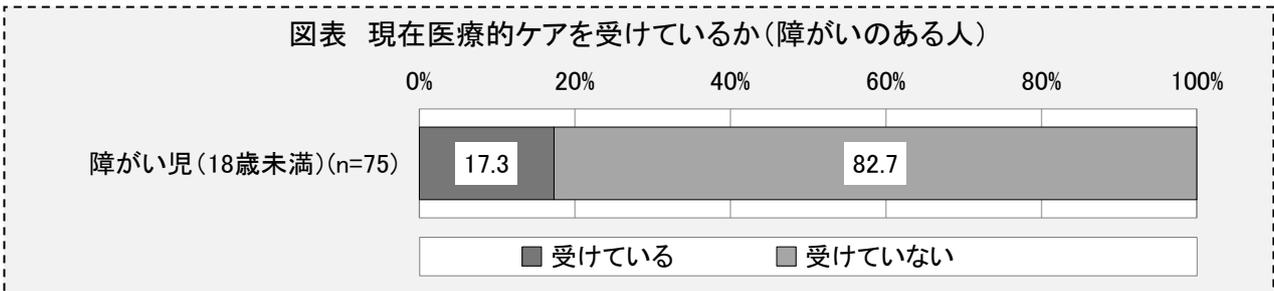
児童の療育・保育・教育の環境づくりの体系



現状

- 幼児療育センター等において、日常生活の基本動作や集団生活への適応などの訓練を実施しています。幼児療育センターと保育園・幼稚園・認定こども園等関係機関により発達支援検討チームを設けて連携を行っています。
- 支援が必要な子どもの早期発見・早期療育のために、健診や個別相談、健診事後教室等を実施しています。また、幼児療育センタースタッフや子育て支援課の発達支援相談員等と連携を図っているほか、各種相談を通じ、保護者の育児不安等の軽減に努めています。
- 市内保育園・幼稚園・認定こども園全園で障がいのある児童の入園受け入れを実施するとともに、園児の状態により職員の適正配置を実施しています。
- 特別支援学校、子育て支援課、療育センター、発達障がい支援センター、小学校・中学校・保育園・幼稚園・認定こども園の各学校長等の代表による土岐市特別支援連携協議会により、切れ目のない就学指導を行っています。
- 医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場を設置し、市内での支援体制の構築について検討を進めています。

参考：福祉に関するアンケート調査（令和2年度）から見る市民意識



(1) 発達・療育支援環境の充実

関係機関と連携を図り、支援を必要とする子どもの早期発見・早期療育に努めます。

また、障がいのある児童とその家族が安心して過ごすことができるよう、相談対応による不安の軽減や支援等を行います。

具体的施策	内容
発達支援の充実 (子育て支援課・保健センター)	支援が必要な子どもの早期発見・早期療育のために、健診や発達に不安を感じている保護者の個別相談、健診事後教室等を実施し、幼児療育センタースタッフや発達支援相談員等と連携を図り、対象児の把握と支援をします。また、各種相談を通じ、保護者の育児不安等の軽減を図り、安心して子育てができるよう支援します。
早期発見・早期療育の充実 (子育て支援課・保健センター)	子どもの発達や発育の状態を把握するため、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児健診の受診を促し、幼児療育センターとの連携のもと、障がいの早期把握に努めます。 保健センターで実施する乳幼児健診、乳幼児健康相談、電話相談や、子育て支援センターでの相談業務を通して、保護者の育児の不安・心配等が軽減・解消できるよう支援に努めます。
医療的ケア児の支援体制の整備 (子育て支援課)	医療的ケア児やその家族が地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉等の関係機関による協議を行います。また、地域の医療的ケア児等に関する支援を総合的に調整できるようなコーディネーターの配置についても検討を進めます。
ピアサポート活動への支援 (子育て支援課)	発達障がい児の支援として、市や関係機関がピアサポート活動の支援を行います。

(2) 保育・教育環境の充実

障がいのある児童が安心して保育園・幼稚園・認定こども園を利用できるよう、受け入れ体制を整備します。

関係機関や各学校長等との連携による切れ目のない就学指導を進めるとともに、保護者への相談支援の充実にも努めます。

具体的施策	内容
障がい児保育の充実 (子育て支援課)	市内すべての保育園・幼稚園・認定こども園で障がいのある児童の入園受け入れを実施し、園児の状態により職員の適正配置に努めます。 必要に応じて保育所等訪問支援員が通い先の施設を訪問し、障がいのある児童及びスタッフに、専門的な支援や支援方法等の指導を行います。
障がい児教育の充実 (教育総務課)	特別支援学校、子育て支援課、療育センター、発達障がい支援センター、各学校長等の代表による土岐市特別支援連携協議会を中心に、障がいのある児童生徒の状態を十分考慮し、本人や保護者の意見を尊重しながら、切れ目のない就学指導を進めます。 特別支援学級や通級による指導などで、一人一人に応じた効果的な指導を進めます。 早期からの支援の充実に向けて、センター機能を持つ施設において、幼児期から保護者への相談支援体制の充実を図ります。

コラム：医療的ケア児及びその家族に対する支援について

【医療的ケア児とは】

近年、医療技術の向上により、出生時に障がいや疾患を持つ子どもを救えるようになった一方、医療機関を退院した後、引き続き人工呼吸器の装着やたんの吸引等が必要な「医療的ケア児」が増加傾向にあり、そのような医療的ケア児は全国で推定約2万人とされています。

在宅療養による家族の負担は大きく、日常的な医療的ケアが不可欠なため、保護者の失業や社会からの孤立といった問題が生じていました。また、保育園などの施設において、医療的ケアのための環境を十分に整えることが難しいことを受け、医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられないケースもありました。

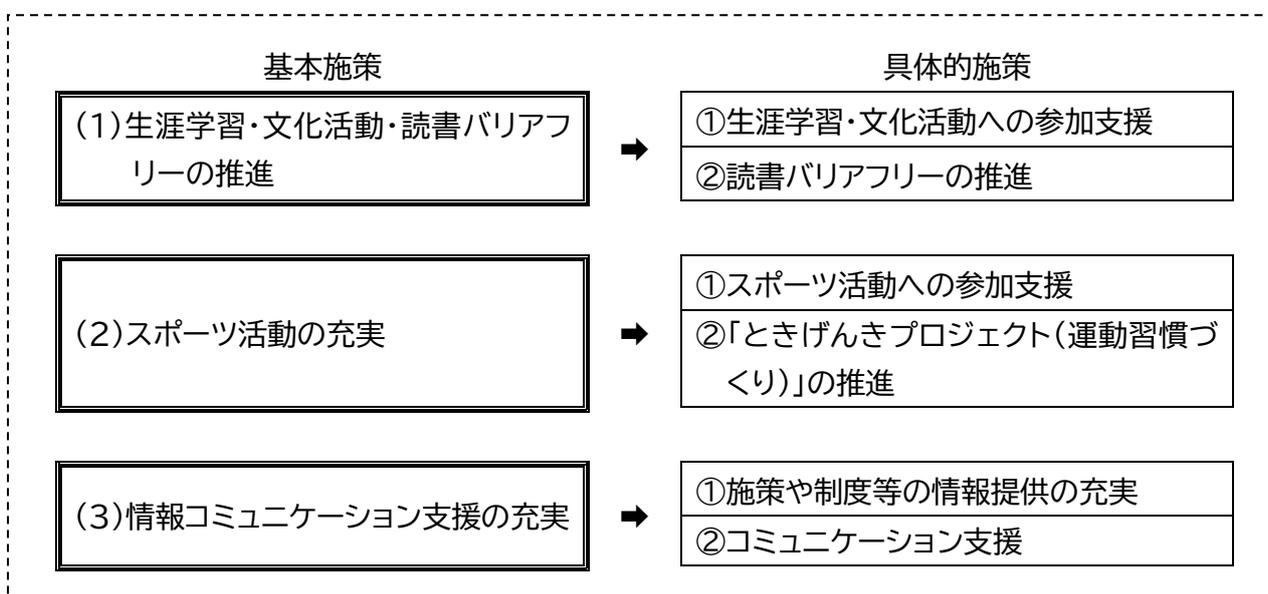
【医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律】

上記のような課題の改善のため、2021年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、同年9月18日に施行されました。この法律により、国や地方公共団体は、以下のように医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を負うことになりました。

医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援／医療的ケア児及び家族の日常生活における支援／相談体制の整備／情報の共有の促進／広報啓発／支援を行う人材の確保／研究開発等の推進

5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくり

社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの体系

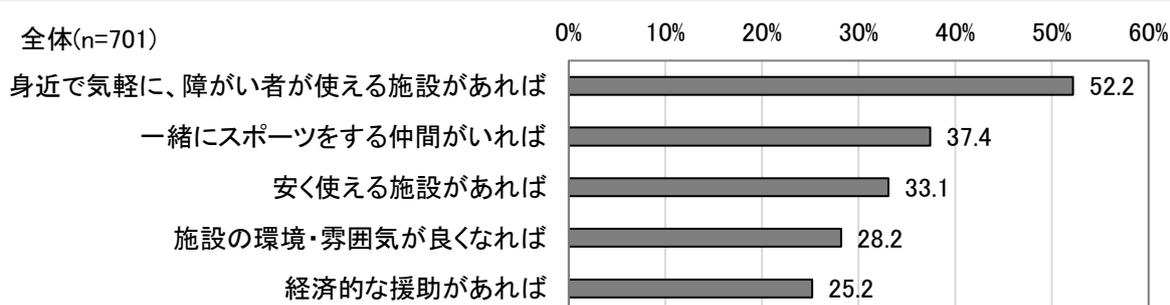


現状

- 障がいのある人がスポーツ大会に参加する際、バスでの送迎支援や奨励金の交付等を行っています。
- 学習活動、スポーツ活動等に参加する外出の支援が必要な障がいのある人に、同行援護・移動支援を提供しています。
- 市広報では障害者週間に施策・制度の情報提供を行うとともに、相談に関する情報提供を行っています。
- ホームページでは「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を公表しています。
- 手話通訳者等を派遣するコミュニケーション支援事業を実施しています。
- 手話奉仕員を育成するため、手話サークルの活動助成、学校等での手話講座開催、手話奉仕員養成講座を開催しています。

参考：福祉に関するアンケート調査（令和2年度）から見る市民意識

図表 今後スポーツ活動を行うために必要なこと(障がいのある人)



(1) 生涯学習・文化活動・読書バリアフリーの推進

社会参加の機会拡充に向けて、障がいのある人が生涯学習活動・文化活動等に参加するにあたり、実施場所への移動支援を行います。

障がいのある人も読書活動を通じて、豊かな文字・活字文化を享受できるよう、アクセシビリティの高い図書の本の整備や利用しやすい図書館環境・サービスの整備を進めます。

具体的施策	内容
生涯学習・文化活動への参加支援 (福祉課・生涯学習課・文化スポーツ課)	障がいのある人が学習活動、文化活動等へ参加する際、必要に応じて移動支援や同行援護のサービスを提供するなどの移動支援を行います。
読書バリアフリーの推進 (福祉課・読書活動推進室・図書館)	市図書館で郵送貸出しの実施や大活字本の設置、電子図書館の普及・利用促進、障がい者用駐車場のスペース確保に取り組むなど、障がいの有無にかかわらず読書活動に取り組むことができるような環境整備に努めます。また、市図書館への更なるニーズの把握についても検討を進めます。

(2) スポーツ活動の充実

社会参加の機会拡充に向けて、障がいのある人がスポーツ活動に参加する際に、移動支援や送迎等の支援を実施します。

障がいのある人も「ときげんきプロジェクト(運動習慣づくり)」に参加いただけるよう周知を行います。また障がいのある人が参加しやすい環境を整備します。

具体的施策	内容
スポーツ活動への参加支援 (福祉課・文化スポーツ課)	障がいのある人がスポーツ活動へ参加する際、必要に応じて移動支援や同行援護のサービスを提供するなどの移動支援を行います。また、身体障がい者のスポーツ大会には、バスでの送迎支援や奨励金の交付等の支援も行います。
「ときげんきプロジェクト(運動習慣づくり)」の推進 (福祉課・保健センター・文化スポーツ課)	障がいのある人も気軽に運動習慣づくりができる環境の整備に向けて、「ときげんきプロジェクト(運動習慣づくり)」の周知と参加意向の把握を行います。また、障がいの状態に応じた参加しやすいプログラムの作成等についても検討します。

(3) 情報コミュニケーション支援の充実

障がいがあることによって市の取組や各種制度の情報を適切に受け取ることができないといったことがないよう、よりわかりやすい情報の周知やコミュニケーション支援等を進めます。

具体的施策	内容
施策や制度等の情報提供の充実 (福祉課・子育て支援課)	市の取組や制度、相談先等について、市広報やホームページなどを通して情報提供・周知を行います。また、情報提供の方法についても、わかりやすい資料作成や音声、動画など、障がいのある人にも理解しやすい内容について検討を進めます。
コミュニケーション支援 (福祉課・政策推進課)	コミュニケーション支援事業として手話通訳者、手話奉仕員等を派遣し、聴覚障がい者の外出時の意思疎通・情報共有を支援します。 また、手話サークルの活動支援、手話講座の開催支援、手話奉仕員養成講座を実施し、手話奉仕員を育成します。 市役所窓口での代筆・代読・筆談などによる手続き等の支援を進めるほか、DXによる行政手続きのオンライン化も推進していきます。

コラム：「読める」を当たり前

【音声コード Uni-Voice(ユニボイス)】

視覚障がい者やお年寄りの方など、活字文字が読めないことを解決することを目的として開発された二次元コードです。無料のスマートフォンアプリを利用し、印刷物等に印刷されている Uni-Voice をカメラでかざすことで、内容の読み上げやテキスト表示が可能です。視覚障がい者の方が手探りのみで見つけられるよう、印刷物の右下には「切り欠き」を入れる工夫がなされています。

また、日本語のみならず多言語翻訳に対応しているため、観光地等での外国人への情報提供にも活用されています。



図表 Uni-Voice の実例

【ときし電子図書館】

2021年7月、ときし電子図書館がオープンしました。電子図書館では、デジタル化された約400点の書籍などを、パソコンやスマートフォン、タブレット等で読むことができます。

24時間365日貸出し・返却が可能のため、図書館へ出かける必要がなく、いつでもどこでも読書を楽しむことができます。

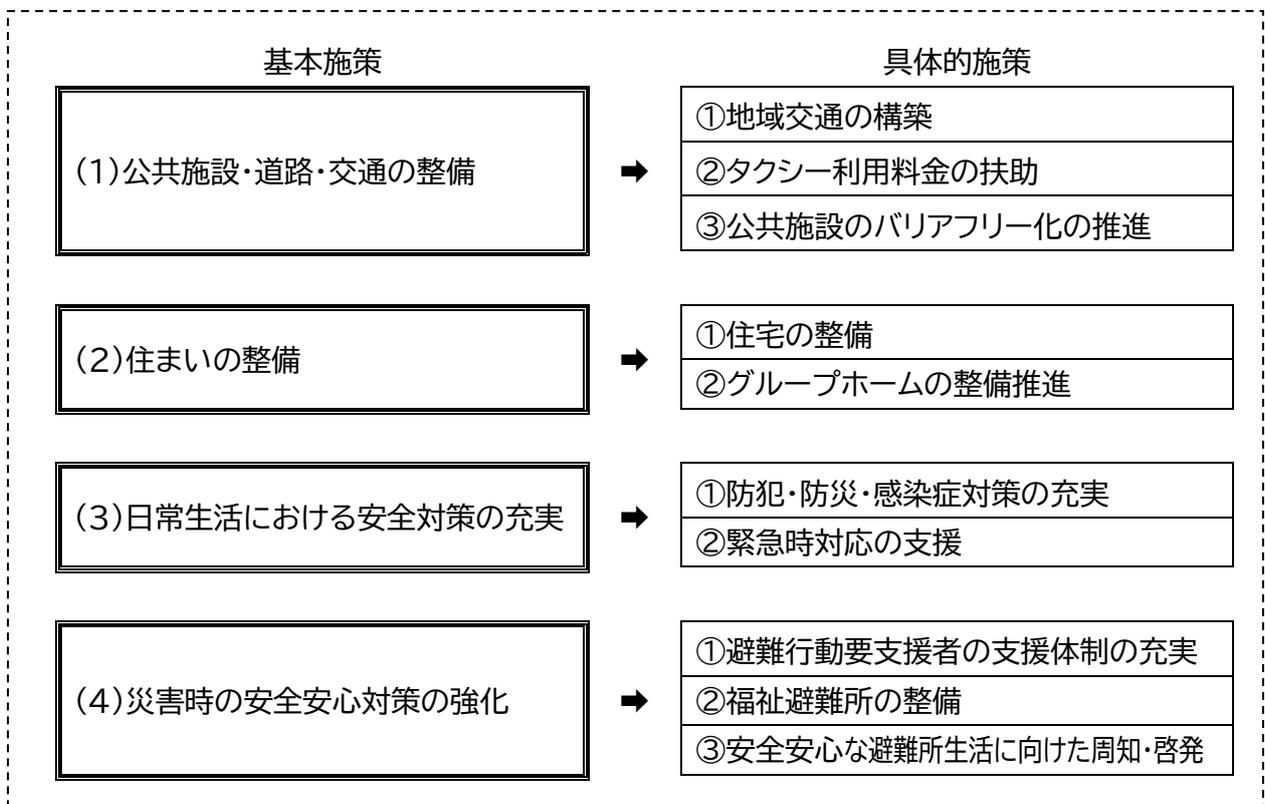
また、文字の拡大や音声の読み上げ等、目の不自由な方に優しい機能があることも特徴です。



図表 ときし電子図書館の利用画面

6 安全・安心に暮らせるまちづくり

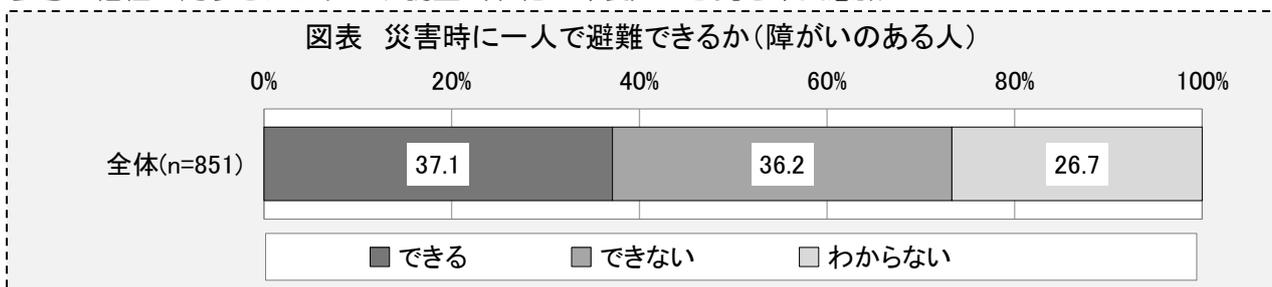
安全・安心に暮らせるまちづくりの体系



現状

- バス利用者アンケート調査結果を基にダイヤ調整を行い、市バスの利便性向上を図っています。
- 駄知町で、地域住民との協働による駄知どんぶりバスを運行しています。
- 市民バス、予約あいのりタクシーのってこ、駄知どんぶりバスの障害者運賃割引制度を導入するとともに、重度心身障がい者にはタクシーチケットを交付し、利用料金の一部を助成しています。
- 障害者いきいき住宅改善助成金、日常生活用具給付費による住宅の整備支援を行っています。
- 個人情報開示の同意が得られた避難行動要支援者の名簿を毎年更新し、地域の支援者に配布して情報共有を図っています。
- 福祉避難所では、毎年避難所運営訓練を実施しています。

参考：福祉に関するアンケート調査（令和2年度）から見る市民意識



(1) 公共施設・道路・交通の整備

公共交通網の整備、各種公共交通の利用料金助成、公共施設のバリアフリー化によって、障がいのある人の円滑な移動や利用を支援します。

具体的施策	内容
地域交通の構築 (産業振興課)	「土岐市地域公共交通計画」(令和4年度より)に基づき公共交通ネットワークを構築し、移動の制約を受ける人への交通手段の確保に努めます。また、障害者運賃割引制度によって、利用負担の軽減を図ります。
タクシー利用料金の扶助 (福祉課)	重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的に、タクシーチケットを交付し、利用料金の一部を助成します。
公共施設のバリアフリー化の推進 (福祉課)	既設・新設の公共施設について、障がいを理由として利用しづらいということがないように、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に努めます。

(2) 住まいの整備

障がいのある人がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、助成や給付による整備の支援やグループホームの整備推進に向けた取組を進めます。

具体的施策	内容
住宅の整備 (福祉課)	障害者いきいき住宅改善助成金や日常生活用具給付費により、手すりの設置や段差の解消など住宅の整備を支援します。
グループホームの整備推進 (福祉課)	地域で自立した生活を送っていくための拠点として、グループホームや施設の人材の確保を事業者と連携して進めます。また、グループホーム整備について、地域住民の理解・協力を得るように周知・啓発に努めます。

(3) 日常生活における安全対策の充実

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、防犯・防災・感染症対策等に関する情報提供を行います。また、今後の取組の方向性について関係者で検討するための協議体についても設置を進めます。

具体的施策	内容
防犯・防災・感染症対策の充実 (福祉課・生活環境課・危機管理室・保健センター)	障がいのある人に向けた犯罪被害の未然防止のための防犯知識や災害発生時の防災知識、感染症予防のための普及・啓発について検討を進めます。 障がいのある人が地域で安全・安心に生活することができるよう、関係者で方向性を検討するための専門部会を設置します。
緊急時対応の支援 (福祉課・生活環境課・消防本部)	聴覚障がいや言語障がいの人が、緊急時に消防や警察に連絡できる「NET119緊急通報システム」「110番アプリシステム」の利用促進や、24時間365日対応できる「電話リレーサービス」の周知に努めます。

(4) 災害時の安全安心対策の強化

災害時においても、障がいのある人が安全・安心に過ごせるように平常時から支援体制を整備します。また、福祉避難所についても整備だけでなく情報の周知や避難所運営訓練を実施し、機能強化を図ります。

具体的施策	内容
避難行動要支援者の支援体制の充実 (高齢介護課)	障がいのある人を避難行動要支援者名簿に登録し、地域の支援者間で名簿情報を共有する等、平常時からの見守りや声かけを実施します。
福祉避難所の整備 (福祉課・危機管理室)	災害時の避難所を障がいのある人が安心して利用できるよう、福祉避難所を整備するとともに、利用者に対する福祉避難所の情報周知に取り組みます。また、避難所運営訓練を実施することで、災害時の被害軽減に努めます。
安全安心な避難所生活に向けた周知・啓発 (福祉課・危機管理室)	障がいのある人が、一般避難所で安心して避難所生活を送ることができるように、平常時からヘルプマーク等の普及啓発に努め、避難所生活に関わる人への周知・啓発を進めます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 県・圏域・庁内関係各課・関係機関との連携による推進

本計画のもと推進すべき取組は、多分野にまたがる内容であるため、県・圏域・関係各課・関係機関と連携して取組を推進します。そのためにも、総合支援協議会や、障がい児支援・就労支援・相談支援等に関する専門部会で多様な関係者と取組の方向性を共有しつつ、県や圏域とも調整を図りながら取組を推進します。

(2) 住民への周知・啓発

本計画の推進にあたっては、住民の理解や協力も欠かすことができません。そこで、市広報やホームページを用いて計画内容の周知・啓発を行い、住民の理解促進に努めます。

2 計画の進行管理

(1) 進捗評価

本計画に記載した各種施策を着実に推進するため、進捗状況について毎年度担当課による評価・点検と、総合支援協議会からの意見聴取等を行います。また、社会の動向を踏まえて必要に応じて施策の見直しを行いながら計画を推進します。

(2) 次期計画の見直し

本計画は、障がい福祉サービスの提供体制整備に関する計画である「土岐市障がい福祉計画」及び「土岐市障がい児福祉計画」と整合を図りながら推進していきます。また、これらの計画は同じ障がい者福祉施策に関する計画であるため、同時期の見直し、一体的な策定を行うことでより効果的・効率的に今後の施策を検討・推進していくことが可能になると考えられます。そこで、令和8年度には3種類の計画を同時に見直し、令和9年度からはじまる次期計画については一体的な策定を行います。

図表 次期計画の策定

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
土岐市障がい者計画 (読書バリアフリー基本計画含む)	前回計画	本計画					第6期(前期)			第6期(後期)		
土岐市障がい福祉計画 (土岐市障がい児福祉計画)	第6期(第2期)		第7期(第3期)			第8期(第4期)			第9期(第5期)			

それぞれの計画期間が同時期に終了するタイミングで、一体的な見直しを行い、障がい者福祉施策に関する「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画(2期分)」の計画期間をあわせませす。

1 土岐市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく土岐市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づく土岐市障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に基づく土岐市障害児福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定に当たり、福祉、医療、保健等に関する幅広い意見を求めるため、土岐市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 行政機関の関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から障害者計画等の策定が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員長は、会議の議長を務める。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(委員会の運営)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

2 土岐市障害者計画等策定委員会名簿

区分	団体名等	役職等	氏名
1号	一般社団法人 土岐医師会	理事	田伏 英晶
	岐阜県東濃保健所	健康増進課長	篠田 征子
2号	一般財団法人 岐阜県身体障害者福祉協会	土岐市支部	河地 泰夫
	NPO法人 東濃さつき会	理事長	江崎 道春
3号	土岐市知的障害者相談員	代表	渡辺 峯雄
	身体障害者デイサービスセンター (社会福祉法人 土岐市社会福祉協議会)	管理者	吉田 雅代
	岐阜県立はなの木苑	苑長	小森 真哉
	社会医療法人聖泉会ホーリークロスセンター	センター長	藤木 誠
	多治見公共職業安定所	雇用指導官	浅野 保敬
	岐阜県立東濃特別支援学校	教頭	大竹 陽平
4号	岐阜県東濃県事務所	福祉課長	村橋 弘
	土岐市福祉事務所	健康福祉部長兼所長	黒田 隆之
5号	土岐市民生児童委員協議会	会長	田中 知敏

3 策定経過

項目	年月日	主な内容
第1回策定委員会	令和3年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ◆計画策定の基本方針について ◆現行計画の中間評価について
関係団体ヒアリング	令和3年7月16日	<ul style="list-style-type: none"> ◆読書バリアフリーの推進について 【対象】 ・土岐市視覚障害者福祉協会3名 ・サークル うぐいす (音訳ボランティア団体) 5名 ・点字クラブ てんとう虫の会 (点字ボランティア団体) 3名
第2回策定委員会 ※緊急事態宣言発令中のため 書面開催	令和3年8月27日 ～令和3年9月10日	◆第5期土岐市障がい者計画骨子案について
第3回策定委員会	令和3年10月13日	◆第5期土岐市障がい者計画素案について
市民等からの意見聴取	令和3年11月29日 ～令和3年12月13日	◆市民等の意見：0件
第4回策定委員会（開催なし）	—	※第3回策定委員会で、計画素案について各委員の承認を受け、第4回策定委員会は、市民等からの意見聴取を経て、計画案に修正が入る場合のみ開催することを確認。意見聴取による市民等の意見提出がなかったため、開催しないことに決定。

第5期土岐市障がい者計画

発行年月:令和3年12月

発行:岐阜県土岐市

編集:健康福祉部福祉課

住所:岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

電話:0572-54-1111

ホームページ:<https://www.city.toki.lg.jp/>